

目 次

1	雇用対策法関係	
①	雇用対策法の条文	1
②	雇用対策法の改正経緯について	13
③	雇用対策法とその他職業安定関係の個別法の関係について	15
④	労働者の募集及び採用について年齢にかかわらず均等な機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指針（年齢指針）	20
⑤	経済計画と雇用対策基本計画の経緯	22
⑥	職業能力開発施策の概要	24
⑦	平成19年度職業能力開発関係重点施策と予算要求の概要について	25
⑧	職業転換給付金制度の概要	29
⑨	再就職援助計画の概要	31
⑩	大量雇用変動届制度の概要	34
⑪	国と地方公共団体の連携・協力について	36
2	若年者雇用対策関係	
①	フリーター・ニート等をめぐる状況	38
②	若年者雇用対策に関する提言等	43
③	若者雇用対策の概要について	47
④	平成19年度若年者対策関連予算（概算要求）	52
3	地域雇用対策関係	
①	雇用失業情勢の地域格差	55
②	地域雇用対策に関する提言等	56
③	地域主導の雇用対策の推進	58
④	地域雇用開発促進法の基本的なスキーム	59
⑤	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）の概要	72
⑥	厚生労働省の雇用関係施策の7道県に対する重点実施	77
⑦	地域雇用戦略会議	79
⑧	地域の雇用創出による地域再生の推進のイメージ	80
⑨	地域雇用開発促進法に基づく地域類型と支援措置の見直し	81
⑩	平成19年度地域雇用対策関係予算（概算要求）	82
⑪	雇用保険3事業で実施する地域雇用対策に係る事業の見直し類型について（地域雇用開発促進法関連）	83

4	外国人雇用対策関係	
①	我が国で就労する外国人の労働者数の推移	84
②	外国人雇用対策に関する提言等	85
③	外国人雇用対策の体系	86
④	外国人雇用状況報告の概要	87
⑤	外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針	88
⑦	研修・技能実習制度の現状	92
5	女性労働対策関係	
①	女性雇用の現状について	94
②	女性労働対策に関する提言等	97
③	女性労働対策関係施策	99
④	平成19年度女性労働対策予算概算要求の概要	100
6	高齢者雇用対策関係	
①	高齢者雇用をめぐる状況	102
②	高齢者雇用対策に関する提言等	104
③	高齢者雇用就業対策の体系	106
④	平成19年度高齢者雇用施策関係予算概算要求の主要事項	107
7	障害者雇用対策関係	
①	障害者雇用をめぐる状況	110
②	障害者雇用対策に関する提言等	112
③	障害者雇用対策の体系について	115
④	平成19年度障害者雇用施策関係予算概算要求の主要事項	116
8	非正規雇用対策関係	
①	非正規雇用の現状	120
②	非正規雇用対策に関する提言等	125
③	平成19年度非正規雇用対策等関係予算概算要求の主要事項	127

雇用対策法

(昭和四十一年七月二十一日法律第百三十二号)

最終改正：平成一六年六月二一日法律第一〇三号

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 雇用対策基本計画(第八条・第九条)
- 第三章 求職者及び求人者に対する指導等(第十条―第十五条)
- 第四章 技能労働者の養成確保等(第十六条・第十七条)
- 第五章 職業転換給付金(第十八条―第二十三条)
- 第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置(第二十四条―第二十六条)
- 第七章 雑則(第二十七条―第三十一条)

(目的)

第一条 この法律は、国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資することを目的とする。

2 この法律の運用にあつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、技能を習得し、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲をたかめ、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならぬ。

(定義)

第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所(職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。)及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。

(基本的理念)

第三条 労働者は、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

(国の施策)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。

二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。

三 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実すること。

四 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

五 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ及び継続雇用制度の導入の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。

六 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

七 その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

2 国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まつて、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなつていない雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならない。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まつて、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。

(事業主の責務)

第六条 事業主は、事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止（以下「事業規模の縮小等」という。）に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るように努めなければならない。

第七条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない。

第二章 雇用対策基本計画

（雇用対策基本計画の策定等）

第八条 国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画（以下「雇用対策基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 雇用対策基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 雇用の動向に関する事項

二 第四条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 雇用対策基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならず、かつ、職種、技能の程度その他労働力の質的側面を十分考慮して定められなければならない。

4 国は、必要がある場合には、雇用対策基本計画において、特定の職種、中小規模の事業等に関して特別の配慮を加え、その労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るために必要な総合的な施策を定めることができる。

5 厚生労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

6 厚生労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、及び都道府県知事の意見を求めるとともに、その概要について経済財政諮問会議の意見を聞かなければならない。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、雇用対策基本計画の概要を公表しなければならない。

8 前三項の規定は、雇用対策基本計画の変更について準用する。

(関係機関への要請)

第九条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、雇用対策基本計画の策定のための資料の提出又は雇用対策基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

第三章 求職者及び求人者に対する指導等

(雇用情報)

第十条 厚生労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に関する情報(以下「雇用情報」という。)を収集し、及び整理しなければならない。

2 厚生労働大臣は、雇用情報を、求職者、求人者その他の関係者及び職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関その他の関係機関が、職業の選択、労働者の雇入れ、職業指導、職業紹介、職業訓練その他の措置を行うに際して活用することができるように提供するものとする。

3 厚生労働大臣は、雇用情報の収集、整理及び活用並びに利用のための提供が迅速かつ効果的に行われるために必要な組織を維持し、及び整備しなければならない。

(職業に関する調査研究)

第十一条 厚生労働大臣は、職業の現況及び動向の分析、職業に関する適性の検査及び適応性の増大並びに職務分析のための方法その他職業に関する基礎的事項について、調査研究をしなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の調査研究の成果(以下「職業に関する調査研究の成果」という。)について準用する。

(指針)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

(求職者に対する指導)

第十三条 職業紹介機関は、求職者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき職種、就職地その他の求職の内容、必要な技能等について指導することにより、求職者とその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進し、もって職業選択の自由が積極的に生かされるように努めなければならない。

(求人者に対する指導)

第十四条 職業紹介機関は、求人者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき求人の内容について指導することにより、求人者が当該作業又は職務に適合する労働者を雇い入れることを促進するように努めなければならない。

2 職業紹介機関は、労働力の需給の適正な均衡を図るために必要があると認めるときは、求人者に対して、雇用情報等を提供し、かつ、これに基づき求人者の時期、人員又は地域その他の求人者の方法について指導することができる。

(雇用に関する援助)

第十五条 職業安定機関及び公共の職業訓練機関は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に關する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に關する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

第四章 技能労働者の養成確保等

(職業訓練の充実)

第十六条 国は、職業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充実するために必要な施策を積極的に講ずるものとする。

2 国は、公共の職業訓練機関が行う職業訓練と事業主又はその団体が行う職業訓練とが相互に密接な関連のもとで行われ、産業人として有為な技能労働者が養成され、及び確保されるように図らなければならない。

(技能検定制度の確立)

第十七条 国は、技術の進歩の状況、円滑な再就職のために必要な技能の水準その他の事情を考慮して、事業主団体その他の関係者の協力の下に、技能評価のための適正な基準を設定し、これに準拠して労働者の有する技能の程度を検定する制度を確立し、並びにこれを拡充し、及び普及することにより、労働者の技能の向上及び職業の安定並びに技能労働者の経済的社会的地位の向上を図るよう努めるものとする。

第五章 職業転換給付金

(職業転換給付金の支給)

第十八条 国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

- 一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金
- 二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金
- 三 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金
- 四 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金
- 五 求職者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための給付金
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める給付金

（支給基準等）

第十九条 職業転換給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

2 前項の基準の作成及びその運用に当たっては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、求職者の雇用が促進されるように配慮しなければならない。

（国の負担）

第二十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担する。

（譲渡等の禁止）

第二十一条 職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第二十二条 租税その他の公課は、職業転換給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として、課することができない。

(連絡及び協力)

第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置

(再就職援助計画の作成等)

第二十四条 事業主は、その実施に伴い一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等であつて厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画(以下「再就職援助計画」という。)を作成しなければならない。

2 事業主は、前項の規定により再就職援助計画を作成するに当たつては、当該再就職援助計画に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。当該再就職援助計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 事業主は、前二項の規定により再就職援助計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

4 公共職業安定所長は、前項の認定の申請があつた場合において、その再就職援助計画で定める措置の内容が再就職の促進を図る上で適當でないとき、当該事業主に対して、その変更を求めることができる。その変更を求めた場合において、当該事業主がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第三項の認定の申請をした事業主は、当該申請をした日に、第二十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十五条 事業主は、一の事業所について行おうとする事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に関し、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により再就職援助計画を作成し、又は変更する場合について、同条第四項及び第五項の規定は前項の認定の申請があつた場合について準用する。

(円滑な再就職の促進のための助成及び援助)

第二十六条 政府は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者(以下この条において「援助対象労働者」という。)(の円滑な再就職を促進するため、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条の雇用安定事業として、第二十四条第三項又は前条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に基づき、その雇用する援助対象労働者に関し、求職活動をするための休暇(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)(の付与その他の再就職の促進に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとする。

第七章 雑則

(国と地方公共団体との連携)

第二十七条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

(大量の雇用変動の届出等)

第二十八条 事業主は、その事業所における雇用量の変動(事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。)であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの(以下この条において「大量雇用変動」という。)については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む。)は、当該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、公共職業安定所長に通知するものとする。

3 第一項の届出又は前項の通知があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出又は通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつつ、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

二 公共の職業訓練機関において必要な職業訓練を行うこと。

(報告の請求)

第二十九条 都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(適用除外)

第三十条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

2 第六条、第七条、第十二条及び第六章の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

(罰則)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者
 - 二 第二十九条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

雇用対策法の改正経緯について

1 雇用対策法以前の雇用対策 失業対策中心

2 雇用対策法制定の背景

- ・ 高度成長期に入り、労働力需給が慢性的供給過剰から不足に変化。
- ・ 製造業を中心とする産業発展の中で、特に技能工が不足。
- ・ 大企業を中心として、終身雇用、年功序列賃金制度が一般的で、雇用需要は若年者、特に新規学卒者に集中する傾向。
- ・ 技術革新の進展、生産工程の変化、衰退産業部門の縮小・廃止等により、中高年齢者の離職者の発生が予想される。
- ・ 東京、名古屋、大阪等の既成工業地帯においては、労働力不足が著しい反面、九州、四国、東北等の開発の遅れた地域においては、賃金等の労働条件が相対的に低く、雇用機会不足。
- ・ これらのことから、以後、さらに人手不足基調の中で、年齢、職種、地域等による労働力需給の不均衡が持続ないし進展すると予想。

3 制定当初の雇用対策法の概要

2の背景を踏まえ、以後の労働力不足基調への移行、及び年齢、技能の程度あるいは地域等による労働力需給の不均衡の進展に対処して、技能労働者の養成確保、職業転換の支援等に係る施策を盛り込んだ雇用対策法が制定された。

具体的には、次のような内容となっていた。

- 第1章 総則
- 第2章 雇用対策基本計画
- 第3章 求職者及び求人者に対する指導等
 - ・ 第6条 雇用情報の収集・整理等
 - ・ 第8条 求職者に対する指導
 - ・ 第9条 求人者に対する指導
- 第4章 技能労働者の養成確保等
 - ・ 第11条 職業訓練の充実
 - ・ 第12条 技能検定制度の確立
- 第5章 職業転換給付金
 - ・ 第13条 職業転換給付金
- 第6章 中高年齢者等の雇用の促進
 - ・ 第19条 中高年齢者及び身体障害者の雇用率
- 第7章 雑則
 - ・ 第20条 大量の雇用変動の届出等

4 雇用対策法の改正経緯

法制定後の主な改正経緯は次のとおりであり、法制定後に問題となってきた、若年者、地域における雇用機会創出、外国人労働者、女性等については、個別法においては規定しているものもある（地域雇用開発促進法、男女雇用機会均等法等）が、雇用対策法には特段の事項は盛り込まれていない。

① 昭和48年改正

- ・ 定年の引き上げの円滑な実施を促進するために必要な施策の充実について規定（現行の第4条第1項第5号）

② 平成11年改正（地方分権推進法関係）

- ・ 国と地方公共団体の雇用政策に関する連絡・協力について規定（現行の第5条及び第27条）

③ 平成11年改正（中央省庁等改革関係）

- ・ 中央省庁等改革により、雇用対策基本計画について意見を聞くこととされていた雇用審議会が廃止され、経済財政諮問会議に意見を聞くことに変更（現行の第8条第6項）

④ 平成13年改正

- ・ 基本理念（労働者の職業の安定を図るためには、労働者自ら職業生活の設計を適切に行い、これに即した能力開発、再就職促進等が図られるよう配慮される旨）について規定（第3条）
- ・ 労働者の募集及び採用について年齢に関わりなく均等な機会を与えることについての事業主の努力義務及びこれに関して事業主が適切に対処するための指針について規定（第7条及び第12条）
- ・ 事業主の作成する再就職援助計画及びそれに係る助成等について規定（第24条から第26条まで）

雇用対策法とその他職業安定関係の個別法の関係について

雇用対策法の規定	職業安定関係の主要な個別法の規定
<p>(国の施策)</p> <p>第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。</p>	
<p>一 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、<u>職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。</u></p>	<p>【職業安定法】 (政府の行う業務)</p> <p>第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。</p> <p>三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、<u>無料の職業紹介事業</u>を行うこと。</p> <p>五 求職者に対し、必要な<u>職業指導</u>を行うこと。</p>
<p>二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、<u>技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。</u></p>	<p>【職業能力開発促進法】</p> <p>第3章 職業能力開発の促進</p> <p>第2節 <u>国及び都道府県による職業能力開発促進の措置</u></p> <p>第3節 <u>国及び都道府県等による職業訓練の実施等</u></p> <p>第5章 <u>技能検定</u></p>

三 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実にすること。

【雇用保険法】

(失業等給付)

第十条 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。

2 求職者給付は、次のとおりとする。

- 一 基本手当
- 二 技能習得手当
- 三 寄宿手当

4 就職促進給付は、次のとおりとする。

- 一 就業促進手当
- 二 移転費
- 三 広域求職活動費

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

三 定年の引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条に規定する継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇用に延長し、又は同法第二条第二項に規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと

(能力開発事業)

第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

三 求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（第五号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

【雇用対策法】(雇用保険の給付対象外の者)

(職業転換給付金の支給)

第十八条 国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次に掲げる給付金(以下「職業転換給付金」という。)を支給することができる。

- 一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金
- 二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金
- 三 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金
- 四 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金
- 五 求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める給付金

【雇用対策法施行令】

第二条 法第十八条第六号の政令で定める給付金は、次のとおりとする。

- 一 求職者が公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は求職者が事業を開始することに要する費用に充てるための給付金
- 二 事業主が公共職業安定所の紹介により高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金

四 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

【雇用保険法】

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者(以下この章において「被保険者等」という。)に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

- 二 離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

【雇用対策法】

(再就職援助計画の作成等)

第二十四条 事業主は、その実施に伴い一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等であつて厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画（以下「再就職援助計画」という。）を作成しなければならない。

第二十五条 事業主は、一の事業所について行おうとする事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に関し、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

(円滑な再就職の促進のための助成及び援助)

第二十六条 政府は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（以下この条において「援助対象労働者」という。）の円滑な再就職を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業として、第二十四条第三項又は前条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に基づき、その雇用する援助対象労働者に関し、求職活動をするための休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与その他の再就職の促進に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとする。

【高年齢者等の雇用の安定等に関する法律】

(高年齢者雇用確保措置)

第九条 定年（六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）のいずれかを講じなければならない。

一 当該定年の引上げ

二 継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入

三 当該定年の定め廃止

(諸条件の準備に関する勧告)

第十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定に違反している事業主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

二 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、その事業主がなお前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該事業主に対し、高年齢者雇用確保措置を

五 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ及び継続雇用制度の導入の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。

講ずべきことを勧告することができる。

【雇用保険法】

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

三 定年の引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条に規定する継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇用に延長し、又は同法第二条第二項に規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

六 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

【雇用保険法】

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

四 雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

七 その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

【雇用対策法】

第七条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない。

第二十五条 事業主は、一の事業所について行おうとする事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に関し、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

労働者の募集及び採用について年齢にかかわらず均等な機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指針（平成13年厚生労働省告示第295号（抄））

第一 趣旨

この指針は、雇用対策法第7条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における年齢別にみた求人及び求職の状況、特に中高年齢者の再就職をめぐる実態等を考慮して、必要な事項を明らかにするとともに、事業主が労働者の募集及び採用について講ずべき措置について定めたものである。

第二 事業主が労働者の募集及び採用に当たって講ずべき措置

事業主は、労働者の募集及び採用に当たって、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

- 1 第三に該当する場合を除き、労働者の年齢を理由として、募集又は採用の対象から当該労働者を排除しないこと。
- 2 事業主が職務に適合する労働者を雇い入れ、かつ、労働者がその有する能力を有効に発揮することができる職業を選択することが容易になるよう、職務の内容、当該職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能等の程度その他の労働者が応募するに当たり必要とされる事項をできる限り明示すること。

第三 年齢制限が認められる場合（労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められる場合以外の場合）

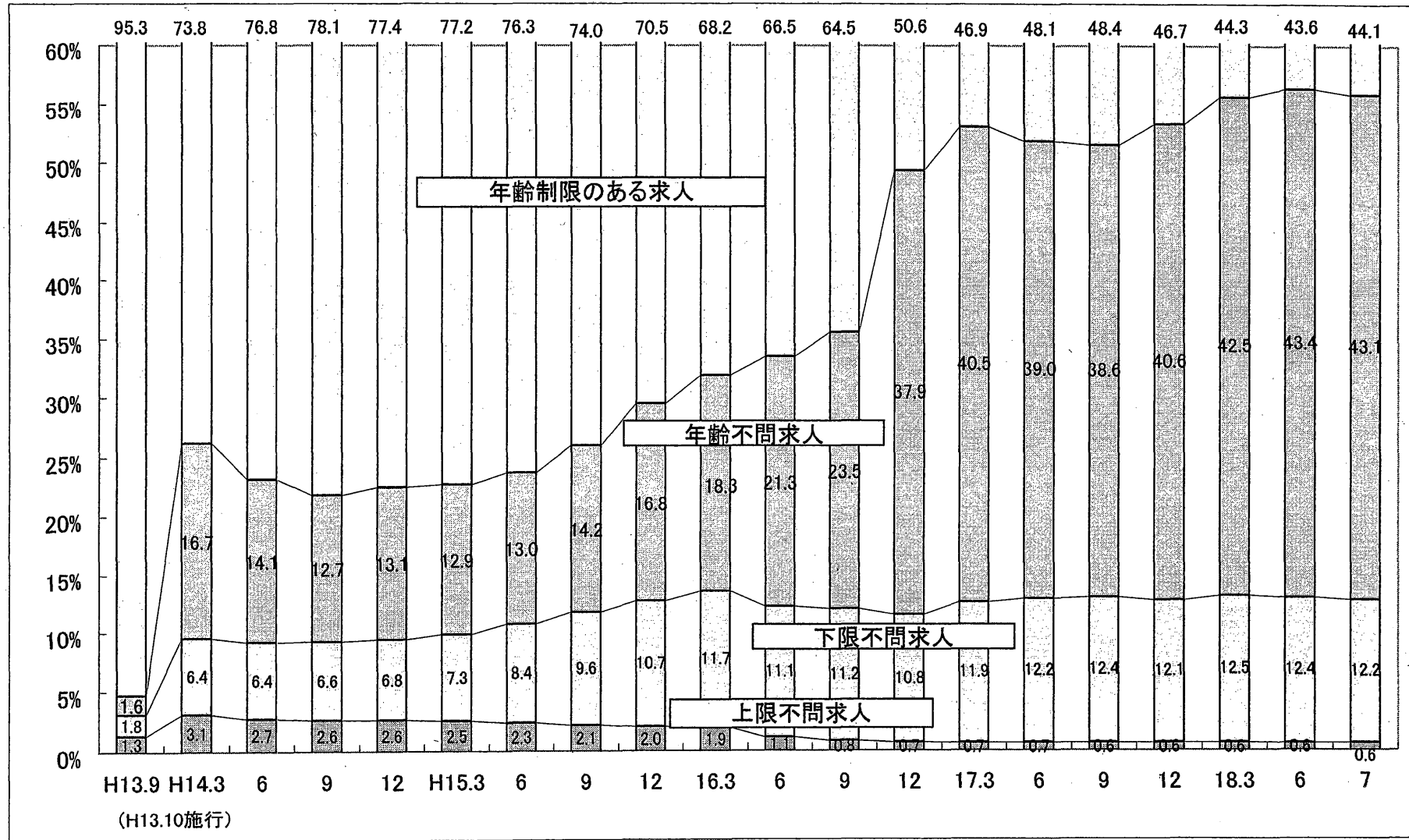
事業主が行う労働者の募集及び採用が次の1から10（要約）でのいずれかに該当する場合であって、当該事業主がその旨を職業紹介機関、求職者等に対して説明したときには、年齢制限をすることが認められるものとする。

- 1 新規学卒者等を募集及び採用する場合
- 2 技能・ノウハウ等の継承の観点から、労働者の年齢構成を維持・回復させる場合
- 3 定年年齢との関係から雇用期間が短期に限定される場合
- 4 既に働いている他の労働者の賃金額に変更を生じさせることになる就業規則の変更を要する場合
- 5 商品やサービスの特性により顧客等との関係から業務を円滑に遂行する要請がある場合
- 6 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- 7 労働災害の防止の観点から特に考慮する必要がある場合
- 8 体力、視力等加齢に伴い機能が低下するものが採用後の勤務期間を通じ一定水準以上であることが不可欠な業務の場合
- 9 行政の施策を踏まえて中高年齢者の募集及び採用を行う場合
- 10 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合

第四 その他

- 1 （周知徹底について・略）
- 2 この指針は、あくまでも現下の社会経済情勢等を踏まえて定められたものであり、今後、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが図られるものであること。

○ 年齢制限不問求人割合



経済計画と雇用対策基本計画の経緯

経済計画			雇用対策基本計画				
名称	閣議決定	計画期間	名称	閣議決定	計画期間	課題	完全失業率
経済社会発展計画 -40年代への挑戦-	昭42年3月	昭42～46年 (5か年)	第1次計画	昭42年3月	昭42～46年 (5か年)	完全雇用への地固め	
新経済社会発展計画	昭45年5月	昭45～50 (6か年)					
経済社会基本計画 -活力ある福祉社会のために-	昭48年2月	昭48～52年 (5か年)	第2次計画	昭48年1月	昭47～51年 (5か年)	ゆとりのある職業生活をめざして	
昭和50年代前期経済計画 -安定した社会を目指して-	昭51年5月	昭51～55年 (5か年)	第3次計画	昭51年6月	昭51～55年 (5か年)	成長率低下の下でインフレなき完全雇用を達成・維持すること	
新経済社会7か年計画	昭54年8月	昭54～60年 (7か年)	第4次計画	昭54年8月	昭54～60年 (7か年)	安定成長下において完全雇用を達成するとともに来るべき本格的な高齢化社会に向けての準備を確実なものとする	1. 7%程度
1980年代経済社会の展望と指針 -22-	昭58年8月	昭58～平2 (8か年)	第5次計画	昭58年10月	昭58～平2 (8か年)	今後に予想される急速な高齢化、産業構造の転換等に的確に対応するため労働力需給のミスマッチの解消を図り、質量両面にわたる完全雇用の達成と活力ある経済社会の形成をめざすこと	2%程度
世界とともに生きる日本 -経済運営5か年計画-	昭63年5月	昭63～平4 (5か年)	第6次計画	昭63年6月	昭63～平4 (5か年)	構造調整期において雇用の安定を確保し、これを基盤としたゆとりある職業生活の実現をめざすこと	2 1/2 %程度
生活大国5か年計画 -地球社会との共存をめざして-	平4年6月	平4～8年 (5か年)	第7次計画	平4年7月	平4～8年 (5か年)	労働力供給制約に対応するための基盤を整備し、労働者一人一人の個性が尊重され、その意欲と能力が十分に発揮できる質の高い雇用構造の実現を目指すこと	2 1/4 %程度
構造改革のための経済社会計画 -活力ある経済・安心できる暮らし-	平7年12月	平7～12年 (6か年)	第8次計画	平7年12月	平7～12年 (6か年)	経済社会の変革期において雇用の安定を確保するとともに、労働者が可能性を追求できる社会、安心して働ける社会を実現するための環境整備を図ること	2 3/4%程度 (3 3/4%程度)
経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針	平11年7月	平11～22年 (10か年)	第9次計画	平11年8月	平11～21世紀初頭の10年間程度	労働市場の構造変化に的確に対応して、積極的に雇用の創出・安定を図り、人々の意欲と能力が活かされる社会の実現を目指すこと	参考資料によれば2010年頃3%台後半～4%台前半
構造改革と経済財政の中期展望について(改革と展望) ※毎年改定	平14年1月	平14～18年 (5か年)					

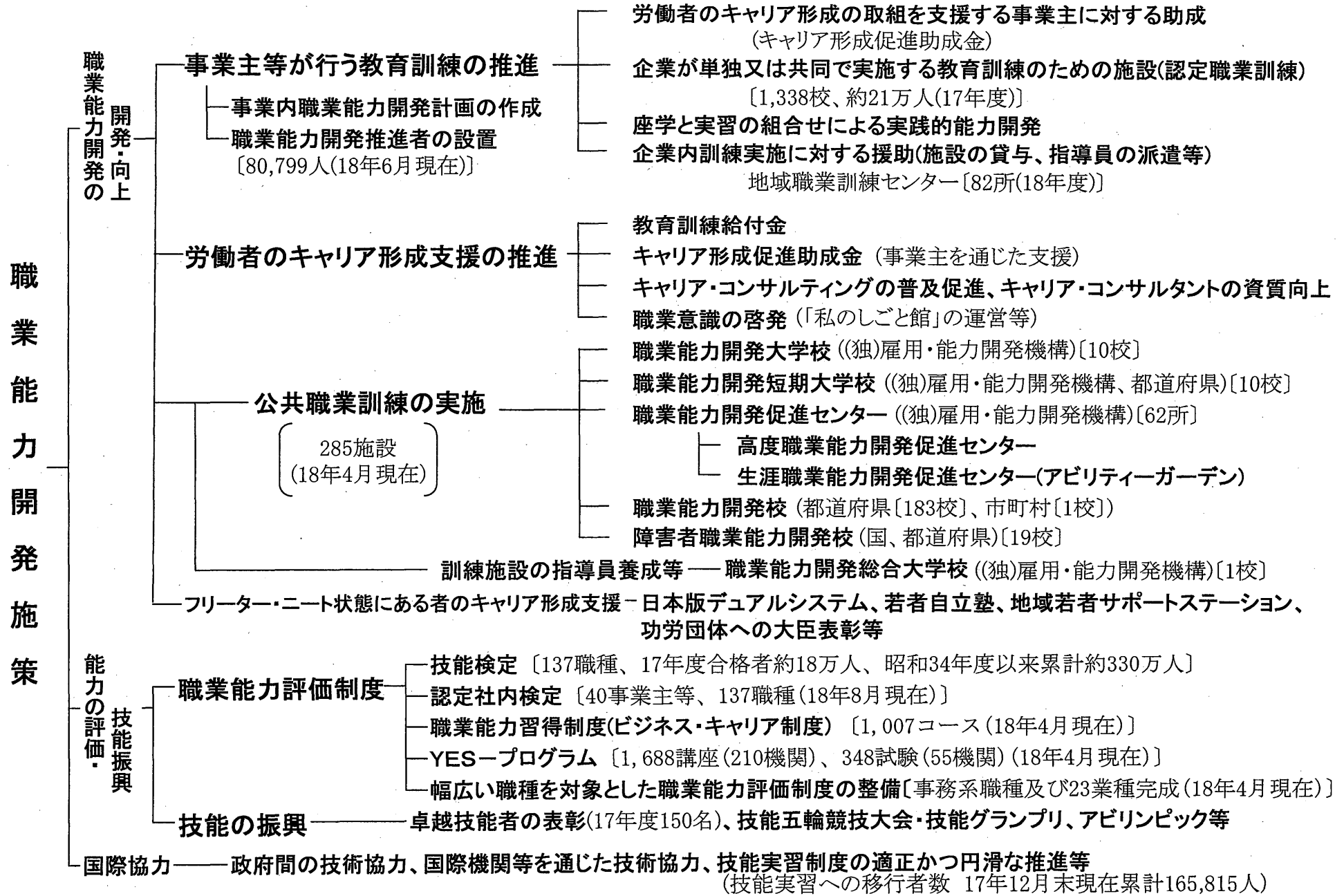
(注) 1. 完全失業率は、計画最終年度の目安。

2. 第8次計画の完全失業率の()内は、構造改革が進まなかった場合の計画最終年度の完全失業率を表す。

3. 構造改革と経済財政の中期展望については、毎年改定されるため、2005年度改定では、対象期間は平成22年までとなっている。

	「構造改革と経済財政の中期展望」(「改革と展望」)	従来の経済計画
法的根拠	<p>内閣府設置法第4条第1項第1号及び第2号</p> <p>(参照条文) ○内閣府設置法【抄】 第4条 内閣府は、…行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務…をつかさどる。 一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項 二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項</p>	<p>経済企画庁設置法(廃止)第4条、経済審議会令(廃止)第1条</p> <p>(参照条文) ○経済企画庁設置法【抄】 第4条 企画庁の所掌事務は、次のとおりとする。 十三 長期経済計画の策定に関する事。 十四 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の立案及び実施に関する総合調整に関する事。 ○経済審議会令【抄】 第1条 経済審議会…は、内閣総理大臣の諮問に応じ、左に掲げる事項を調査審議する。 一 長期経済計画の策定に関する事項 三 前各号に掲げるものの外、経済に関する重要な政策、計画等に関する事項</p>
内容	<p>【「改革と展望」(14年1月閣議決定)】</p> <p>1. 日本の経済社会についての現状認識 (1)脆弱な経済構造 (2)限定的な社会活動 (3)公的部門の非効率性 (4)構造改革を進めない場合の問題</p> <p>2. 中長期的に実現を目指す経済社会の姿 (1)「人」を何より重視する経済社会 (2)雇用・高齢化・地域経済等の課題への積極的な挑戦 (3)強靱な経済、財政の実現</p> <p>3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方 (1)デフレの阻止と不良債権問題の解決 (2)活力ある経済社会を目指した規制改革、制度改革 (3)政府の在り方 (4)社会資本整備の在り方 (5)持続可能な社会保障制度 (6)地方行財政制度の改革。</p> <p>【「改革と展望－2005年度改定」(18年1月閣議決定)】</p> <p>1. はじめに 2. 経済財政状況 3. 中期的な経済財政運営の基本方針 (1)経済財政運営とデフレ脱却に向けた取組 (2)経済の展望 (3)財政の健全化 4. 構造改革の更なる取組 (1)「行政改革の重要方針」に基づく取組 (2)その他の取組</p>	<p>【基本的構成】</p> <p>①現状認識と将来予測 ②目指すべき経済社会の姿(ないし政策目標) ③目指すべき姿(ないし目標)を実現するための重要政策課題と政策の基本方針 ④政策の基本方針に基づいた具体的な政策などを基本的構成要素とし、時々々の経済社会情勢等に応じ、政府の中長期的な経済運営の方針として策定。</p> <p>【構造改革のための経済社会計画(7年12月閣議決定)】</p> <p>1. 我が国の課題と政策運営の基本方向 (1)基本的な時代認識 (2)対応すべき構造的諸問題 (3)政策運営の基本方向</p> <p>2. 重点課題への対応 (1)自由で活力ある経済社会の創造 (2)豊かで安心できる経済社会の創造 (3)地球社会への参画 (4)発展基盤の確立 (5)行財政改革の推進等</p> <p>3. 経済の姿と経済計画の役割 (1)経済の姿 (2)経済計画の基本的役割とその実施</p>

職業能力開発施策の概要



平成19年度職業能力開発関係重点施策と予算要求の概要について

平成19年度要求額 1,458億円

1 若者の人間力の強化と働く意欲の向上

205億円

(1) 現場の戦力となる若者の育成

71億円

○ 「実践型人材養成システム」の普及促進（新規）

3.8億円

中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

○ 産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進

67億円

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

(2) フリーター25万人常用雇用化プランの強化

96億円

○ 年長フリーターに対する常用就職支援

20億円

・「年長フリーター自立能力開発システム」の整備（新規）

20億円

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設や、業界の求める採用条件に適應するための職業訓練コースを開発・実施する「年長フリーター自立能力開発システム」を整備する。

・年長フリーターに対する「再チャレンジ機会拡大プラン」の実施（新規）

36百万円

ジョブクラブ（就職クラブ）方式でセミナー、経験交流、グループワーク等を実施することによる常用就職の支援や、フリーターとしての経験能力を適切に評価する手法の開発・普及、産業界と連携した就職支援等により、年長フリーターの常用就職を支援する。

○ 実践的な能力開発の実施

67億円

・産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進〔再掲〕

67億円

(3) フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援 27億円

○ 地域若者サポートステーションの拡充強化 9.7億円

ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、メンタル面でのサポートが必要な若者に対してきめ細かい相談を行えるよう専門支援体制の強化を図るとともに、箇所数を拡充する。

25カ所 → 50カ所

○ 「若者自立塾」事業の拡充 17億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業の拡充を図る。

25カ所 → 40カ所

○ 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰等の支援(新規) 30百万円

若者が自立・チャレンジする機運を社会全体として高めるため、若者の職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し、厚生労働大臣表彰を行うとともに、表彰者等が意見交換を行うフォーラムを開催する。

(4) 学生から職業人への円滑な移行の支援 11億円

○ 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 60百万円

若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件についてニート等の自立も含めた課題にも対応できるよう見直しを行うとともに、若者支援施設の指導責任者に対する研修等を実施する。

2 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

42百万円

(1) 非正規労働者の正社員化の機会拡大(新規) 42百万円

○ 正社員転換のための非正規労働者に対する企業内職業能力開発の促進(新規) 7百万円

非正規労働者から正規労働者への転換のための教育訓練を行う等企業内で非正規労働者の職業能力の開発・向上を図る事業主に対する助成措置を拡充する。

○ 派遣労働者等に係る能力開発・キャリア形成の仕組みの整備（新規）

35百万円

能力開発機会において正社員との格差が見られる派遣労働者・請負労働者について、主要な業務分野ごとに能力開発・能力評価のための望ましいモデルやキャリア形成支援計画を策定し、その普及啓発を図る。

3 経済社会の活力の向上に向けた人財立国の実現

338億円

(1) ものづくり立国の推進

22億円

○ 産学協力による「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機とした技能の振興（新規）

10億円

若者と障害者による2つの国際技能競技大会が我が国において史上初めて同時開催される「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功と、本大会を契機とし、ものづくりについての若者の就業意欲の喚起及び重要性に対する国民の理解の増進を図る。

○ ものづくりの魅力に対する理解の促進

9.1億円

工場、職業能力開発施設等の開放を促進し、ものづくり体験の場を提供するとともに、高度熟練技能者を工業高校等へ派遣することにより、ものづくりに親しむ社会の形成を図る。

○ 中小企業等の技能の円滑な継承に対する支援の実施

3億円

技能継承のための計画的な教育訓練に取り組む中小企業に対する助成や、技能継承に関する情報提供・相談援助等の強化を図る。

(2) 職業生活を通じた能力開発の推進

44億円

○ キャリア・コンサルタントの資質向上等のキャリア形成支援の推進

37億円

キャリア・コンサルタントに対する実務研修や実践的助言・指導等の機会の拡大を図るとともに、能力評価試験の統一的実施や資格更新制度の在り方等について検討を行う。

○ 広範な職種を対象とした職業能力評価制度の整備

7.1億円

職業能力を評価する統一的な基準となる職業能力評価基準の職種の拡大等を図る。また、非正規労働者を含め、多様な労働者にも対応できるようeラーニングの導入等により職業能力習得支援制度を普及促進する。さらに、企業・業界団体のニーズを踏まえ技能検定職種の見直しを図る。

(3) 現場の戦力となる若者の育成 (再掲)

71億円

4 障害者の職業的自立に向けた就労支援の総合的推進

60億円

(1) 障害者に対する職業能力開発の推進

60億円

○ 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

44億円

障害者能力開発校における職業訓練に加え、一般の職業能力開発校において、知的障害者等を対象とした専門訓練を行うとともに発達障害者に対する職業訓練をモデル的に実施する。

○ 地域の障害者支援機関を活用した実践的職業訓練の推進

16億円

障害者の態様に応じた委託訓練を拡充するとともに、障害者の就労を支援する地域の社会福祉法人等が委託先企業を開拓するモデル事業を実施する。

○ 障害者職業能力開発プロモート事業の拡充

92百万円

政令指定都市において、公共職業能力開発施設と福祉施設、養護学校等の関係機関との連携体制を確立することにより、教育・福祉から職業訓練への移行を円滑にする仕組みを形成する事業を拡充する。

3カ所 → 10カ所

5 外国人労働者問題への適切な対応

4.5億円

○ 研修・技能実習制度の適正化

4.5億円

労働関係法令違反等の不適正な事案を防止するなど制度の厳格な運用を行う観点から、研修生・技能実習生の受入れ機関等に対する巡回指導を強化する。

職業転換給付金制度の概要

1. 趣旨

職業転換給付金制度は、雇用対策法第18条に基づいて、中高年齢者、障害者等の就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金（職業転換給付金）を支給する制度である。

2. 職業転換給付金の種類

(1) 求職者に支給されるもの

- ① 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金（就職促進手当）
- ② 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金（訓練手当）
- ③ 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金（広域求職活動費）
- ④ 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金（移転費）
- ⑤ 公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は事業を開始することに要する費用に充てるための給付金（就業支度金）

(2) 事業主に支給されるもの

- ① 求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金（職場適応訓練費）
- ② 就職が特に困難な者を雇入れることを促進するための給付金（特定求職者雇用開発助成金）

3. 財源

訓練手当、職場適応訓練費については、国と都道府県で2分の1ずつ負担。（ただし、駐留軍離職者及び沖縄失業者に係るものについては国が全額負担。）

その他の給付金については、国が全額負担。

職業転換給付金支給状況（平成13年度～平成18年7月）

（単位：千円）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(7月末まで)
就職促進手当	924,162	2,184,521	3,114,062	1,884,001	209,906	49,211
職業転換特別給付金	57,931	616,040	294,986	106,268	61,612	20,440
広域求職活動費	712	3,225	2,322	2,142	356	57
移転費	41,952	144,244	42,494	28,614	22,642	17,288
就業支度金	266	385,906	128,615	0	97	175
訓練給付金(※1)	0	68,573	42,459	12,172	400	0
特定求職者雇用開発助成金	15,002	14,091	79,095	63,341	38,117	2,921
職業転換訓練費負担金(※2)	2,651,961	2,294,807	2,194,745	2,116,839	2,089,260(P)	
合 計	3,634,054	5,095,368	5,603,793	4,107,108	2,360,778	

(※1) 駐留軍関係離職者及び沖縄失業者に係る訓練手当及び職場適応訓練費。

(※2) 駐留軍関係離職者及び沖縄失業者以外の対象者に係る訓練手当及び職場適応訓練費。

再就職援助計画の概要

1 再就職援助計画を作成すべき場合

- 事業規模の縮小等（事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止をいう。）に伴い常時雇用する労働者（※）について1か月に30人以上の離職者を生ずることとなる場合。

※ 常時雇用する労働者

- 臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試用期間中の者等（同一の事業主に継続して6か月以上雇用されている者及び継続して6か月以上雇用されることが予定されている者を除く。）以外の常用労働者。

1週の所定労働時間が20時間未満の労働者は含まれない。

2 再就職援助計画の作成・提出時期

- 事業規模の縮小等の実施に伴う最初の離職者の生ずる日の1か月前までに作成し、計画作成後遅滞なく、公共職業安定所に提出。

※ 離職者数が1か月に30人未満の場合であっても、任意に計画を作成し公共職業安定所長の認定を受けることができる。

3 再就職援助計画の主な記載事項

- 事業の現状
- 計画作成に至る経緯（事業規模の縮小等の内容に関する資料を添付）
- 人員計画
 - ・ 対象者の氏名、生年月日、年齢、再就職援助の希望の有無
 - ・ 離職の時期
- 再就職援助のための措置
 - ＜具体例＞
 - ・ 再就職あっせん
 - ・ 雇用情報の提供
 - ・ 求職活動等のための休暇付与
 - ・ 再就職のための教育訓練の援助
- 計画についての労働組合等の意見

4 再就職援助計画に基づく支援措置

- 労働移動支援助成金の支給

○ 再就職援助計画の認定状況

	認定事業所数		対象労働者数
		うち対象労働者数が 30人以上の事業所数	
平成13年度 ※1	2,336	1,174	129,026
平成14年度	2,817	1,260	146,906
平成15年度	2,406	855	86,799
平成16年度	1,700	680	63,200
平成17年度	1,618	675	62,038
平成18年度 ※2	365	164	15,208
合 計	11,242	4,808	503,177

※1 13年10月に制度創設のため、同月より14年3月までの実績

※2 18年度は7月末実績

【労働移動支援助成金の概要】

< 助成金の趣旨 >

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、在職中からの求職活動や再就職、労働移動前後の職場体験講習等を支援する事業主に対し助成金を支給すること等により、円滑な労働移動支援の促進を図る。

< 求職活動等支援給付金 > (平成13年10月創設)

【送出・受入事業主への支援】

○支給対象者

再就職援助計画の支援対象者に対し、計画的な労働移動(復帰の見込みのないものに限る。)支援を行うために、以下の支援を行う事業主

【送出事業主への支援】

① 求職活動等のための休暇を与え、当該休暇日について、通常支払われる賃金相当額以上の額を支払う場合

② 職場体験講習を受講させた場合

③ ②に係る職場体験講習先を開拓した場合

【受入事業主への支援】

④ 職場体験講習で受け入れた支援対象者を離職から1か月以内に雇い入れた場合

※ 講習支援アドバイザーが職場体験講習の相談・アドバイス等を実施

○支給額

【送出事業主への支援】

① 休暇1日当たり4,000円(30日上限)

② 講習1日当たり4,000円(講習期間3日以上、30日上限)

③ ②に加え、当該支援対象者1人当たり2万円(新規・成長分野事業を行う事業所を開拓した場合、4万円)

【受入事業主への支援】

④ 支援対象者1人当たり10万円

◇ 労働組合等の同意がない場合は不支給

< 再就職支援給付金 > (平成13年12月創設)

【送出事業主への支援】

○支給対象者

再就職援助計画に基づき、当該計画の支援対象者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に委託し、支援対象者の離職日から3か月以内(45歳以上の者については5か月以内)(※)に再就職を実現した事業主

※ 不良債権処理の加速に伴い、雇用調整を行わざるを得ない事業主が作成する雇用調整方針における離職を余儀なくされる支援対象者については、当分の間、離職日から6か月以内

○支給額

① 中小企業事業主以外の事業主:民間の職業紹介事業者への委託費用の1/4(限度額1人当たり30万円)

中小企業事業主:民間の職業紹介事業者への委託費用の1/3(限度額1人当たり40万円)

② 再就職支援会社との委託契約上、「当該会社が、新規・成長分野の事業主の事業所への再就職の実現に努める」旨明記し、実際の再就職先が新規・成長分野であった場合は、10万円を上乗せ

◇ 支給対象人数は同一の計画につき300人を上限とする

◇ 労働組合等の同意がない場合は不支給

< 定着講習支援給付金 > (平成13年10月創設)

【受入事業主への支援】

○支給対象者

再就職援助計画の支援対象者を離職日から3月以内(45歳以上の者については5か月以内)(※)に雇い入れ、早期定着を図るための講習を実施した事業主

※ 不良債権処理の加速に伴い、雇用調整を行わざるを得ない事業主が作成する雇用調整方針における離職を余儀なくされる支援対象者については、当分の間、離職日から6か月以内

○対象となる講習

支援対象者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための実習その他の講習で次の要件を満たすもの

① 支援対象者の雇入れから3か月以内に開始されるもの

② 講習期間が20時間以上のもの

③ OFF-JT及びOJTの双方を含むもの

○支給額

① 講習時間が20時間以上40時間未満の場合
1人当たり5万円

② 講習時間が40時間以上の場合
1人当たり10万円

※ 講習支援アドバイザーが定着講習の相談・アドバイス等を実施

※当該事業は、雇用保険三事業の見直しに伴い、18年度をもって廃止

大量雇用変動届制度の概要

1 趣旨

事業所において、一時的に大量に雇用が減少して、その地域の労働力需給に影響を及ぼすおそれがある場合に、公共職業安定所長が事業主から届出を受け、職業安定機関等が所要の措置を講ずることにより、このような事態に迅速かつ的確に対処しようとするもの。

2 届出の要件

1の事業所において、1月以内の期間に、日々又は期間を定めて雇用されている者等を除いて、自己の都合又は自己の責に帰すべき理由によらないで離職する者（天災事変その他やむを得ない事由のために事業継続が不可能となり離職する者を除く。）の数が30人以上の場合、離職日の少なくとも1月前に公共職業安定所に提出しなければならない。

なお、再就職援助計画の申請をした場合においては、大量雇用変動の届出をしたものとみなされる。

3 国の措置

- ① 離職前からの労働者その他関係者に対する雇用情報の提供、広範囲にわたる求人開拓、職業紹介
- ② 公共職業訓練機関における職業訓練

4 罰則

大量雇用変動届を提出しなかった者及び偽りの届出をした者については、30万円以下の罰金。

○ 大量雇用変動(離職)状況

	事業所数	離職者数
昭和62年度	367	29,517
昭和63年度	214	12,391
平成元年度	143	11,700
平成2年度	89	5,377
平成3年度	183	11,297
平成4年度	481	30,787
平成5年度	798	49,904
平成6年度	631	39,424
平成7年度	754	48,960
平成8年度	649	41,851
平成9年度	847	60,498
平成10年度	1,301	85,698
平成11年度	1,274	87,489
平成12年度	1,316	101,943
平成13年度	3,084	239,601
平成14年度	3,531	229,648
平成15年度	2,878	123,574
平成16年度	2,075	88,155
平成17年度	1,950	86,554
平成18年度 ※1	463	21,636
合 計	23,028	1,406,004

※1 18年度は7月末実績

国と地方公共団体の連携・協力について

1 機関委任事務と法定受託事務

- ① 機関委任事務は、平成11年の地方分権推進法により廃止されたものであるが、都道府県知事等の地方公共団体の機関に対して、国等から法律・政令により委任されていた事務。

委任する側に、強い指揮監督権限がある。

例：公共職業安定所の業務の連絡統一（都道府県知事に委任）

- ② 法定受託事務は、同法により設けられた地方公共団体の事務の区分。本来国が果たすべき役割に係るものであって、その適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律・政令に特に定める事務。

委任された事務の処理に当たっては、委任を受けた地方公共団体の自主性及び自立性が尊重され、委任した側の関与は弱い。

例：交通の不便な地域における求人・求職についての、公共職業安定所への取次（市町村長に委任）

2 機関委任事務廃止・法定受託事務創設の考え方

機関委任事務については、国と地方との対等・協力の新しい関係を築くため、廃止。

従前の機関委任事務については、①事務そのものの廃止、②法定受託事務への移行、③国の直接執行事務への移行、④地方公共団体の自治事務への移行が考えられるところであるが、職業安定法、雇用保険法等の施行に関する事務については、国の出先機関である公共職業安定所の指揮監督に関する事務であり、国の組織の内部管理事務であることから、国の直接執行事務とされた。なお、中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定等が都道府県の自治事務とされた。

3 地方事務官制度の廃止

これらの制度改正以前においては、地方事務官制度があり、都道府県庁内の職業安定主務課及び雇用保険主務課に国の職員が配置され、都道府県知事の指揮監督を受けて事務処理を行っていた。

これについては、任命権と職務上の指揮監督権が、国（主務大臣）と都道府県知事に分かれて属するという変則的な制度となっていること、知事の指揮監督権が形骸化し責任の所在も不明確となるといった問題点が指摘されていたが、同法により機関委任事務が廃止され、機関委任事務制度を前提として成り立ってきた地方事務官制度は、存続し得なくなり、職業安定法、雇用保険法等の施行の事務は、新たに設けられた国の出先機関である都道府県労働局に移された。

4 国と地方の協力

これらの制度改正時において、国と地方公共団体の雇用に関する施策が地域において密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、雇用対策法が改正され、

- ・ 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講じるように努めなければならない（第5条）
- ・ 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする（第27条）

とされた。

5 国と地方公共団体との雇用対策に関する役割分担

地方自治法においては、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」（第1条の2第1項）とされ、雇用対策についても、幅広く取り組むことは可能。

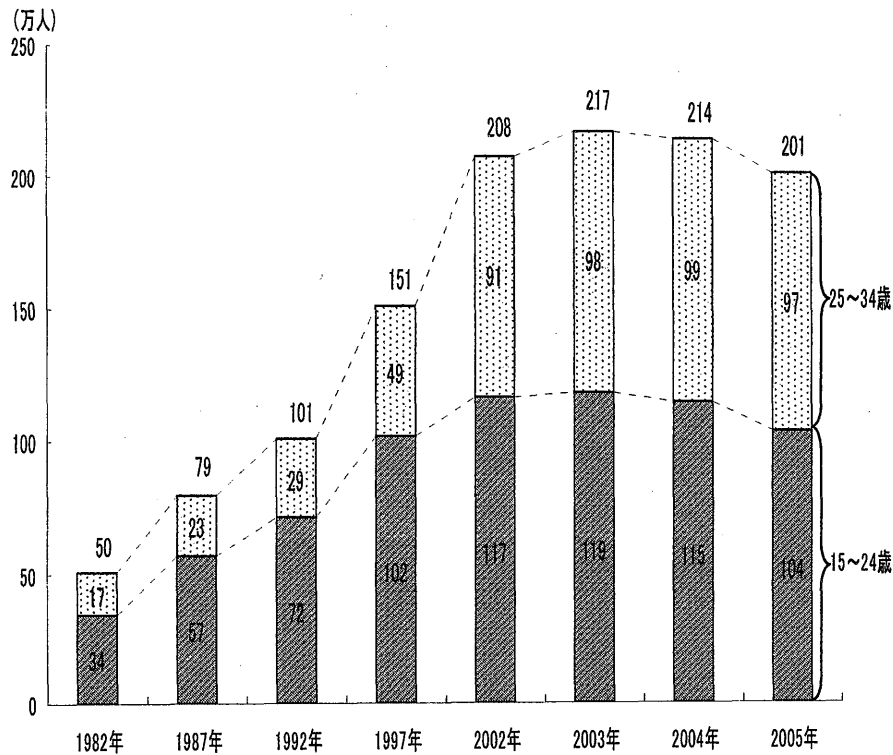
しかしながら、地方公共団体においては、教育、福祉、産業振興等の事務を処理していることから、これと関連する学卒就職対策、障害者・高齢者等の就職促進、企業誘致に伴う労働力確保対策等について取り組む例が見られ、また、国の行う職業紹介との連絡・協力の効果が期待される事務であると考えられる。

フリーター、ニート等をめぐる状況

○いわゆる「フリーター」の数は、2003年に217万人まで増加した後、2年連続で減少し、2005年には201万人となっている。

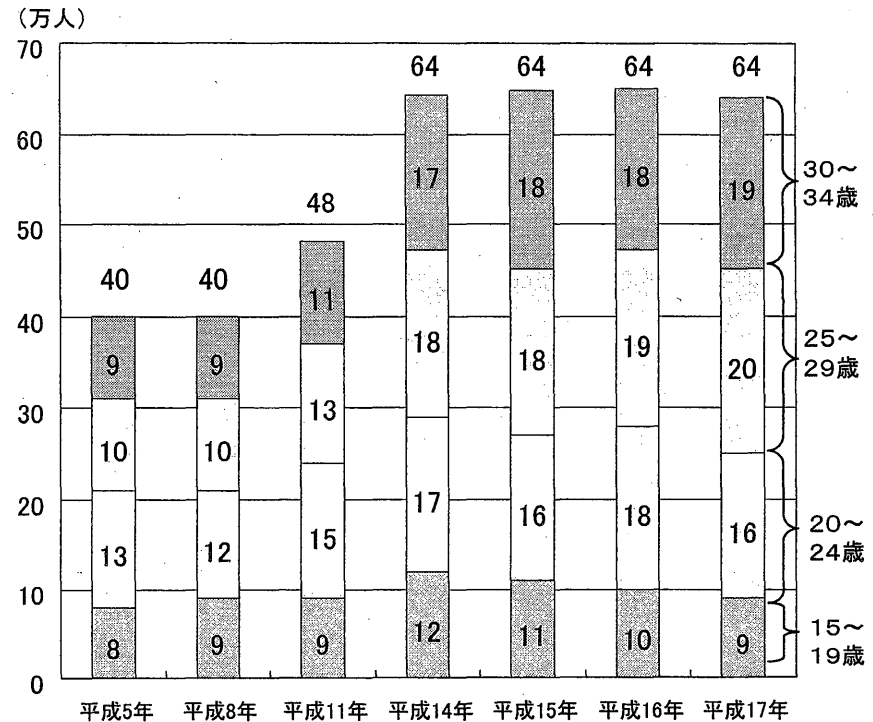
○いわゆる「ニート」の数は、10年前の40万人から64万人に増加。特に年齢の高い層（25～34歳）の増加が大きい。

フリーターの数の推移



(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～1997年)、総務省統計局「労働力調査詳細集計」(2002年～)

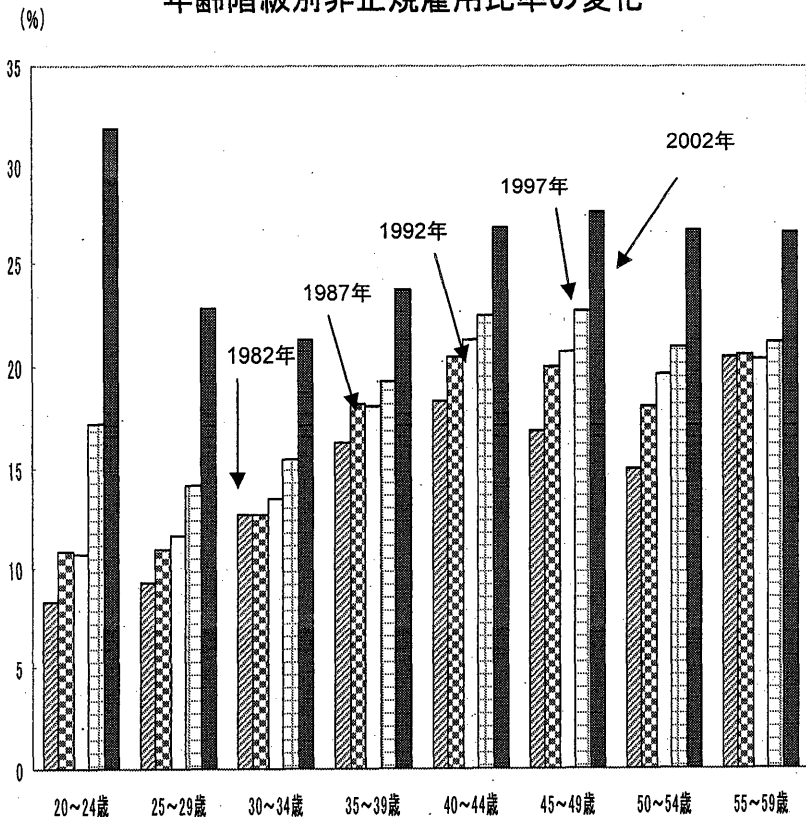
ニートの数の推移



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

○若年層で非正規労働者の割合が増加している。また、非正規労働者から正規労働者へ移行している者の割合は、依然として低い。

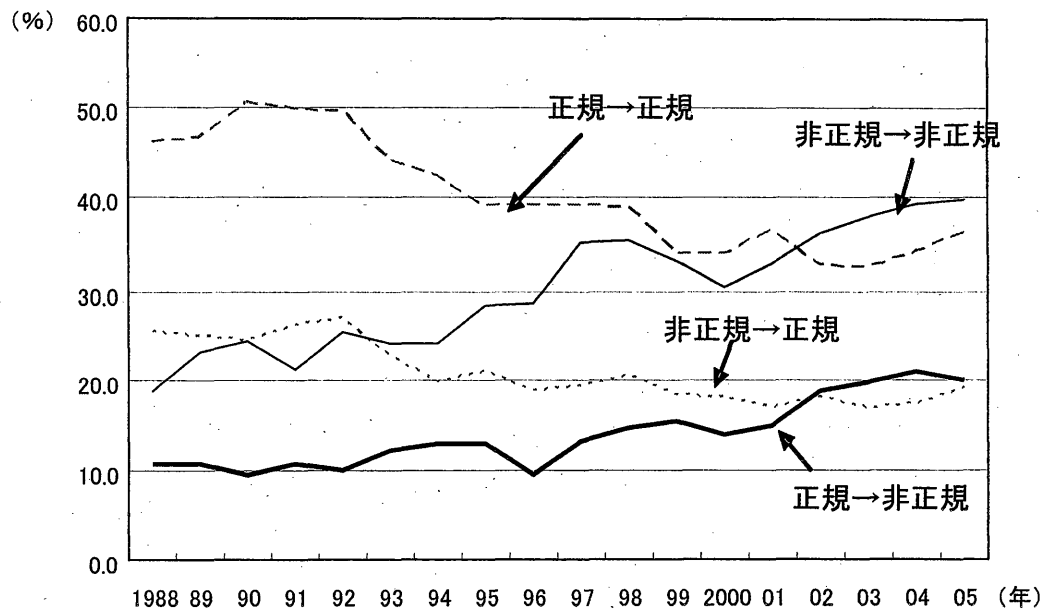
年齢階級別非正規雇用比率の変化



(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」を厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計。

(注) 非正規雇用比率は、雇用者に占める非正規雇用者の割合で、在学中の者を除く。

離職者に占める就業形態別雇用者となった者の割合(15~34歳(在学中を除く。))

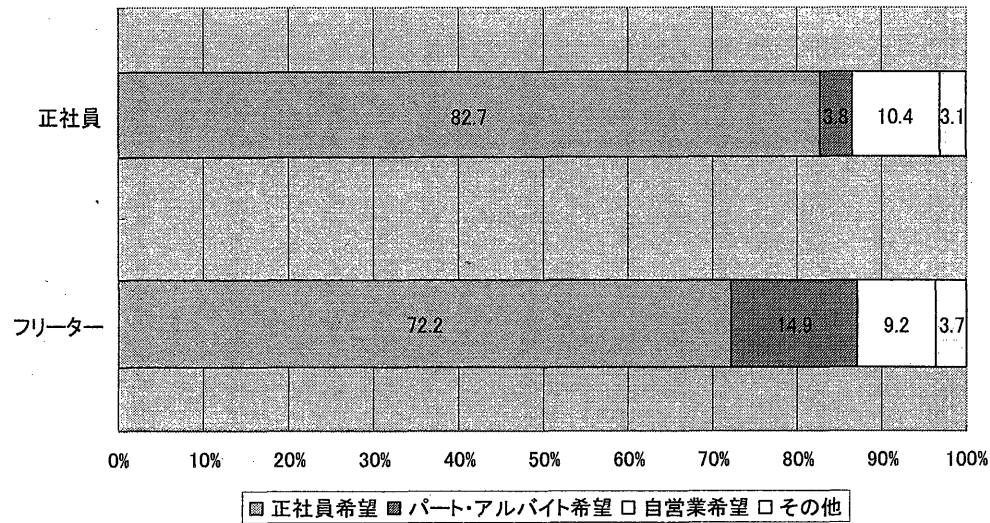


資料出所 1988年から2001年までは総務省統計局「労働力特別調査」(2月)、2002年から2004年までは総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」を労働政策担当参事官室にて特別集計。

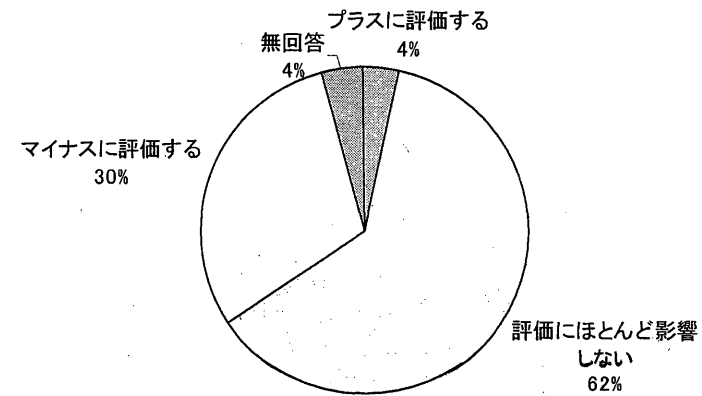
(注) 離職者とは、過去1年間に離職した者のことである。

○フリーターの約7割は正社員としての就業を希望しているが、企業側の評価は必ずしも高くなく、年齢が上がると応募機会も限定される。

正社員・フリーターの今後の就業希望について



フリーターであったことの企業の評価



資料出所 内閣府「若年層の意識実態調査」(2003年)

資料出所 厚生労働省「雇用管理調査」(2004年)

フリーターをいわゆる正社員として採用する場合の上限年齢階級別企業数の割合

単位(%)

～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35歳未満であれば年齢制限なし	無回答
1.0	21.5	26.0	5.0	33.7	12.9

資料出所 厚生労働省「雇用管理調査」(2004年)

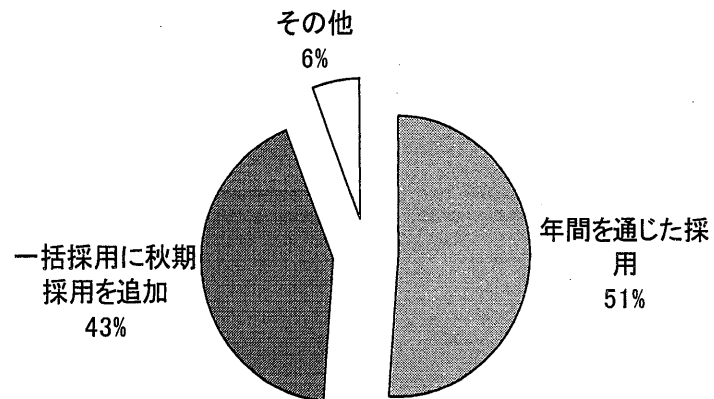
○新規学卒者を対象とした通年採用については、依然として少ない状況。一方、学校を卒業すると、中途採用者と同じ枠での採用が多い。

通年採用の導入企業割合

単位(%)			
既に導入している	今年度から導入	導入していない	その他
25.6	7.9	64.2	2.3

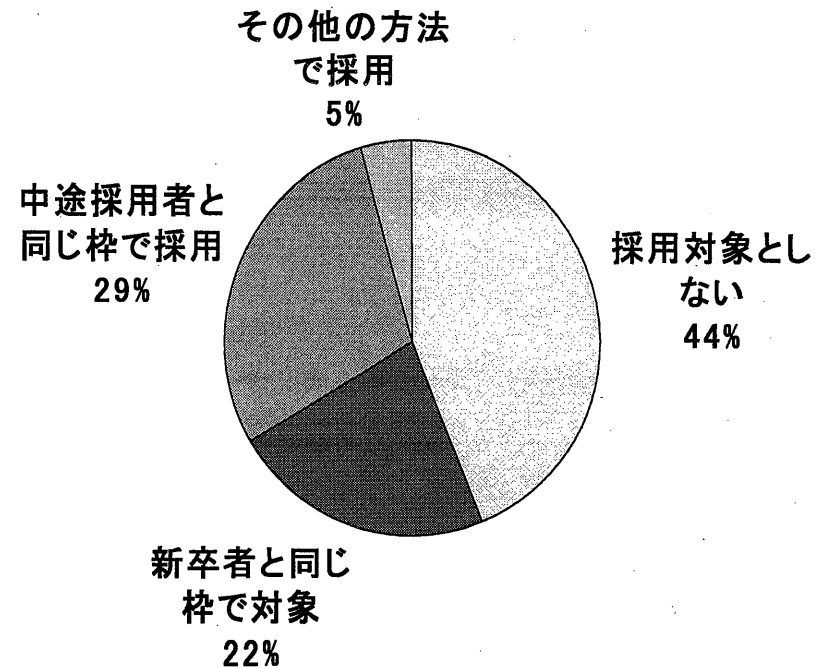
資料出所 2005年度・新卒者採用に関するアンケート調査集計結果(日本経済団体連合会)

通年採用の種類について



資料出所 2005年度・新卒者採用に関するアンケート調査集計結果(日本経済団体連合会)

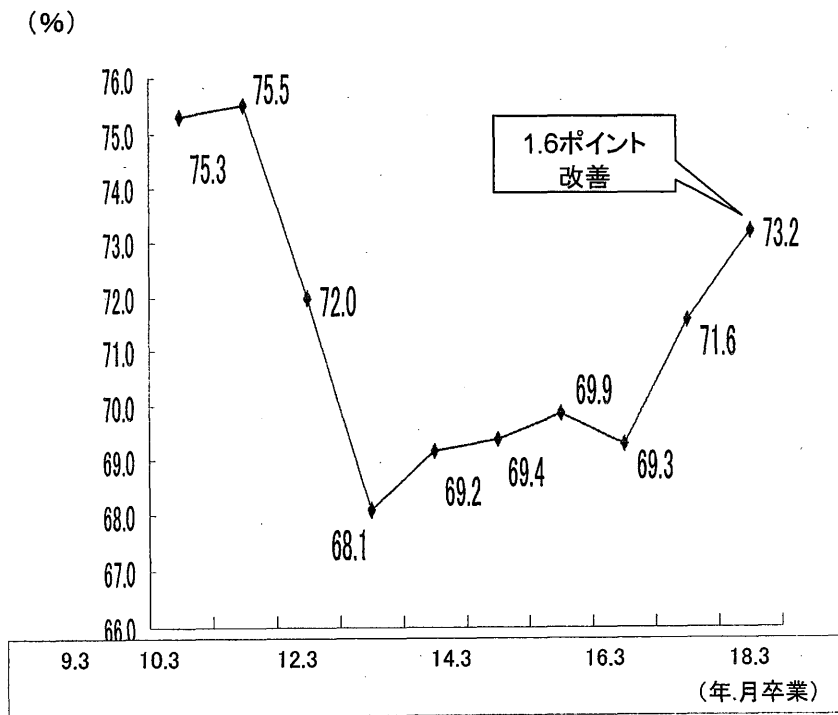
第二新卒(学卒後概ね3年以内の者)の採用枠について



資料出所 第二新卒者の採用実態調査(独立行政法人労働政策研究・研修機構)

○大学生の就職希望率は、73.2%と7年前の水準まで回復

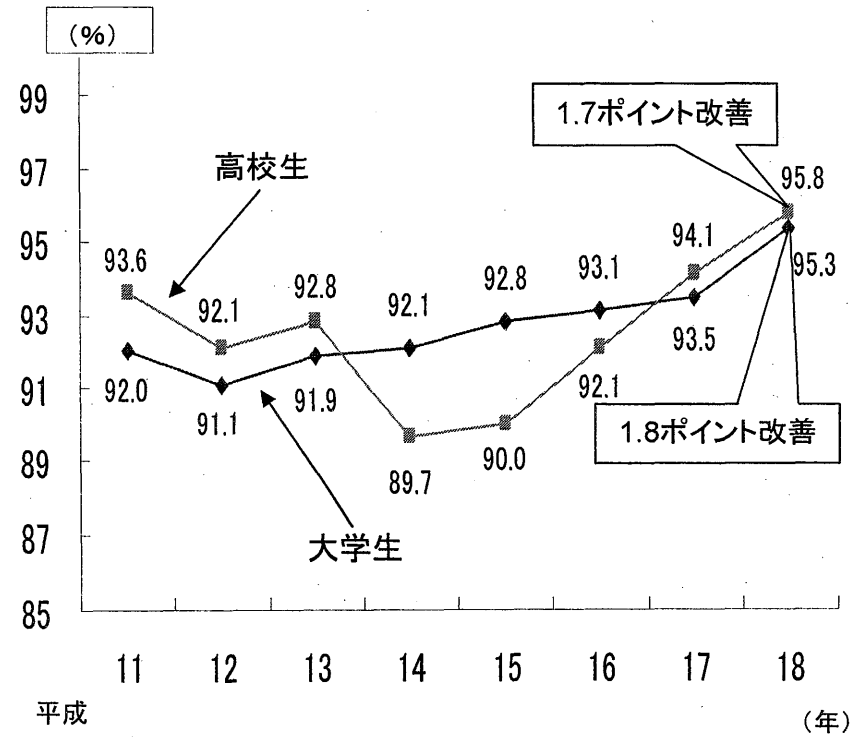
大学生の就職希望率(12月1日現在)の推移



(資料出所) 大学等卒業予定者就職内定状況等調査
(厚生労働省・文部科学省共同によるサンプル調査)

○高校生、大学生の内定率は、大きく改善

大学・高校生の内定率の推移



(資料出所) 大学等卒業予定者就職内定状況等調査
(厚生労働省・文部科学省共同によるサンプル調査)
厚生労働省「職業安定業務統計」

若年者雇用対策に関する提言等

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

2. 再チャレンジ支援

- (1) 人生の複線化による柔軟で多様な社会の仕組みの構築
(働き方の複線化)

- ・ 新卒者以外にも広く門戸を拡げる複線型採用の導入や採用年齢の引上げについての法的整備等の取組、30～40歳程度のフリーター等にも国家公務員への就職機会を提供する仕組みの構築等により、新卒一括採用システムの見直しを進める。

- (2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援

(新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援)

- ・ 「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。

- 経済成長戦略大綱(平成18年7月6日(財政・経済一体改革会議))

第5 生産性向上型の5つの制度インフラ

1 ヒト:「人材立国」の実現

- (1) 一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築

④ 全員参加型社会の実現

年長フリーターの正社員化を含めた若年者の就職支援、非正規労働者の再挑戦支援と就業形態間の行き来の円滑化や均衡処遇の促進、仕事と生活のバランスの取れた働き方の推進等により、若者、女性、高齢者、障害者を含めた多くの人の意欲と能力をかした就業参加を促す。

これにより、2010年までにフリーターをピーク時の8割の水準まで減少させる。

- 新しい少子化対策について(平成18年6月20日(政府・与党))

2 新たな少子化対策の推進

- (2) 働き方の改革

若者の就労支援やパートタイム労働者の均衡処遇の推進、女性の再就職支援等「再

チャレンジが可能な仕組みの構築」を推進するとともに、企業の子育て支援の推進や長時間労働の是正等、従来の働き方を改革する。

○ 再チャレンジ可能な仕組みの構築(中間とりまとめ)(平成18年5月30日(再チャレンジ推進会議))

1 再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の仕組みの構築(人生の複線化)

(1) 働き方の複線化(多様な働き方を可能に)

① 新卒一括採用システムの見直し

○ 新卒者以外にも門戸を広げる企業の採用・人事制度の柔軟化

・ フリーターやボランティアの経験を企業の採用評価に反映させる仕組みを整備するとともに、学歴等にとらわれない人物本位の採用を目指し、第2新卒、フリーター等新卒者以外にも広く門戸を広げた複線型採用の導入や採用年齢の引き上げについて、法的整備等の取組や好事例の提供、経営トップへの働きかけを進めることにより、我が国企業の採用・人事制度の柔軟化を図り、自分の希望する仕事に再チャレンジする者を支援する。

2 個別の再チャレンジ支援策

(2) 新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援

① 若者の再チャレンジ支援

○ 「就職氷河期」を克服して再チャレンジする若者への支援

・ 「就職氷河期」の間に、不本意な就職をしたままの若者正社員や、不本意ゆえ離職を繰り返す「年長フリーター」に対し、キャリアコンサルティングの実施や能力評価等を行う「再チャレンジ機会拡大プラン」、本人の能力を判断するための企業実習及び必要に応じての座学を実施する訓練システムや業界の求める採用条件に適応するための職業訓練コースの開発実施等を行う「年長フリーター自立能力開発システム」の整備等きめ細かな対策を実施することにより、自分の希望する仕事に再チャレンジする若者をバックアップする。

○ 「再チャレンジ計画」の策定による若者の自立的取組の促進

・ 自ら策定した「チャレンジ計画」に基づき、主体的、自主的な求職活動、スキルアップを進める若者に対し、ジョブカフェ、ハローワーク等の関係機関が連携、一層の「ワンストップ化」を進めつつ、こうした若者の職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し厚生労働大臣表彰を行う等の支援策を行うことにより、若者を中心に、社会全体としてチャレンジする気運を高める。

○ 若者自立・挑戦プラン(平成15年6月10日(若者自立・挑戦戦略会議))

4 産業界等の主体的な取り組み

- 今般、産業界から、若年者の雇用促進・人材育成を強力に進める決意や、政府の施策への積極的協力の意思が表明された。これを高く評価し、政府としては産業界に対して、厳しい経済環境の中でも、若者に雇用や実習の場を提供し、その育成を図るよう強く求めるものである。
- 具体的には、通年採用の普及、求人開拓、インターンシップやトライアル雇用の受入れ、日本版デュアルシステムの推進、若年者に求める人材要件の明確化等について企業の協力を求めている。

7 具体的な政策の展開

② 若年労働市場の整備

- 「学卒即本格雇用」以外に「学卒後就職探索期間を経て本格雇用」という就業経路の複線化に対応した就職システムの整備を進める。具体的には、複数応募制、通年採用の普及、トライアル雇用の積極的活用、キャリア探索一形成に係る総合的な情報提供等を推進する。

○ 主体的なキャリア形成の必要性と支援のあり方～組織と個人の視点のマッチング～(平成18年6月20日((社)日本経済団体連合会))

2. 価値観の多様化と主体的なキャリア形成

(2) 企業が求める人材像

企業としては、若年層に対して企業が求める人材像を具体的に伝えていくことの重要性が増している。企業にとっても、採用基準や職場で求められる能力や資質を明らかにすることで、就職採用時におけるミスマッチを防ぎ、若手従業員の定着率を高める効果も期待できる。また、採用者個々人の能力や適性に焦点を当てた人材力を向上させる育成策がより効果を上げることになる。

○ 少子化問題に関する提言～「出産・子育てに優しい経済社会」の実現に向けて～(平成18年5月11日(日本・東京商工会議所))

II 商工会議所の役割

3 若年者の結婚力向上への支援

② 若年者の自立支援、人材育成、正社員雇用などの促進

ニートやフリーターの増加などの若年者雇用問題は、将来のわが国の経済活力を低

下させるのみならず、所得面などからも子どもを生み育てることへの阻害要因となっている。商工会議所では、若年者の自立促進、正社員雇用の促進に努めるとともに、教育界や行政などと連携し、企業の競争力強化や地域産業の発展に資する人材の育成、若年者の能力開発とその能力を活かした雇用機会の拡大などに向けて積極的に取り組む。

- 若手社員の育成に関する提言～企業は今こそ人材育成の原点に立ち返ろう～(平成17年5月17日((社)日本経済団体連合会))

具体的提言4:新卒者以外の若年者へも採用の門戸を広げる

未だ新卒一括採用を中心としている企業は多いものの、若年労働力の減少で優秀な人材の確保が難しくなること、あるいは採用抑制によって年齢別人員構成のアンバランスが生じている企業があることなどを考えれば、従来以上に門戸を広げ、中途採用の拡大にも前向きに取り組むべきである。(中略)

とりわけ現在は、能力が高くとも就職に失敗した結果やむなくフリーターとなっている若年者や、フリーターとして就労しながら有意義な経験を積み成長している若年者もいると考えられる。こうした若年者を採用し育成することは、企業にとっても人材戦略として有益であろう。

通年採用やトライアル雇用といった取り組みも有効な手段である。通年採用の実施により、海外大学卒業生やワーキングホリデー経験者などの多様な人材の確保が可能になる。フリーター等を有期雇用の期間従業員として採用し、そのうち能力と意欲のある人材を正社員として積極的に登用している例もある。

- 2007年度「連合の重点施策」(平成18年6月1日(日本労働組合総連合会))

II 各論

1 「安心・公正」社会の実現

(3) フリーター・ニート対策をはじめとした「再挑戦できる社会」の実現

- a) 「若者自立・挑戦プラン」を具体化・強化するとともに、インターンシップ、トライアル雇用等、若年者雇用の促進策や個々人のキャリア形成に対する支援を強化する。また、学校教育における勤労・就業意識の醸成のための施策や企業実習と一体となった教育訓練の拡充、強化を行う。

若者雇用対策の概要について

(1) 学生・新規学卒者に対する支援(職業意識形成・就職支援)

学生

小、中、高校

- ▶ 企業人等を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ、自ら考えさせるキャリア探索プログラムを実施

高校

※ハローワークの「若年者ジョブサポーター」が、高校に出向き、職場見学から個別就職相談、就職面接会の開催、職場定着までの一貫した就職支援を実施。

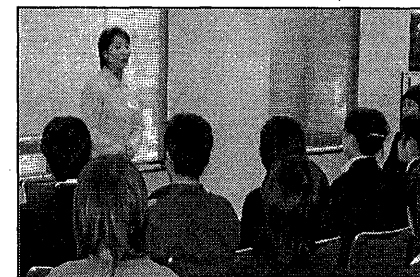


高校生を求人企業に引率

新規学卒者

大学、短大、専門学校等

- ▶ 全国に、六本木ジョブパークなど、大学生等向けの就職支援施設を配置し、職業相談・職業適性検査、全国の大卒求人情報の発信、セミナーや就職面接会の開催等を実施
- ▶ 大学就職部の担当者に対し、就職支援のノウハウに関するセミナーを開催



大卒未内定者向けのセミナー

未就職卒業生

- ▶ ハローワークにおいて、トライアル雇用を実施
※未就職卒業生など若年求職者を、3ヵ月間試行的に雇用する企業に対し、その間助成金を支給。
- * 試行雇用開始者数:約4.4万人、常用雇用移行率:80.0%(平成16年度実績)
約5.1万人、常用雇用移行率:80.0%(平成17年度実績)

(2)フリーターやニート等に対する支援

ジョブカフェによる就職支援

- 都道府県が、地域の企業や学校と連携・協力の下、
 - ・ 若年者に対する職業等の情報提供
 - ・ 職場体験の機会の提供
 - ・ 各種就職支援サービス等をワンストップで行う「ジョブカフェ」を整備。

実施
状況

- ◇ 平成18年7月末現在46都道府県（94カ所）で開設、39都道府県でハローワークを併設
- ◇ 平成18年3月までの累計で延べ約272万人が利用、約14.2万人が就職



大阪府のジョブカフェ

日本版デュアルシステム

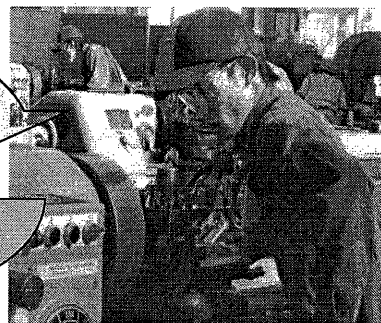
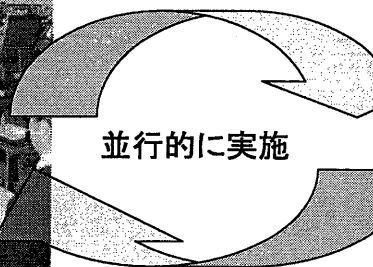
- 企業における実習と教育訓練機関における座学を並行して行うことにより一人前の職業人を育成する実務・教育連結型人材育成システム。

実施
状況

- ◇ 短期訓練（標準5か月） 約2万6千5百人が受講（平成17年度）
就職率72.0%（平成17年度）
（従前の座学のみ若年者委託訓練（平成15年度）：60.5%）
- ◇ 長期訓練（1～2年） 17年度28都道府県47施設57コース（626人）で実施



公共職業能力開発施設や専門学校等で、必要な知識を習得



企業で、実践力を養成

フリーター25万人常用雇用化プラン（平成18年4月開始）

【目標値】

○ジョブカフェ等による就職支援（ジョブカフェ：46都道府県94カ所設置（平成18年7月現在））
就職者数 5.7万人

○トライアル雇用による就職支援
就職者数 4.2万人

○日本版デュアルシステム等実践的な能力開発の実施
就職者数 2.4万人

○ハローワークによるフリーター常用就職支援事業
就職者数 12.7万人（※）

フリーター向けの窓口を設け、常用就職に向けたセミナーや合同選考会の開催、専任職員による一対一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施。

※ 各種事業との重複調整後のもの。



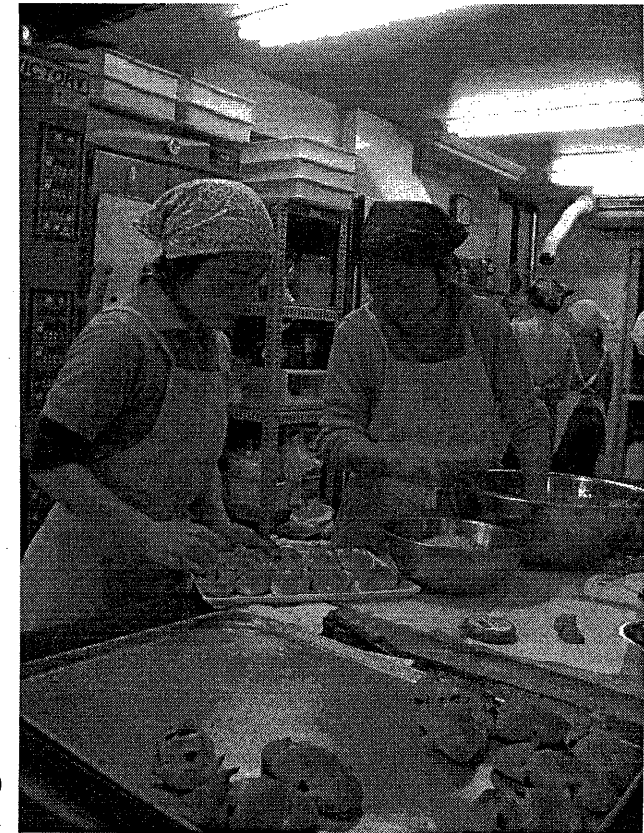
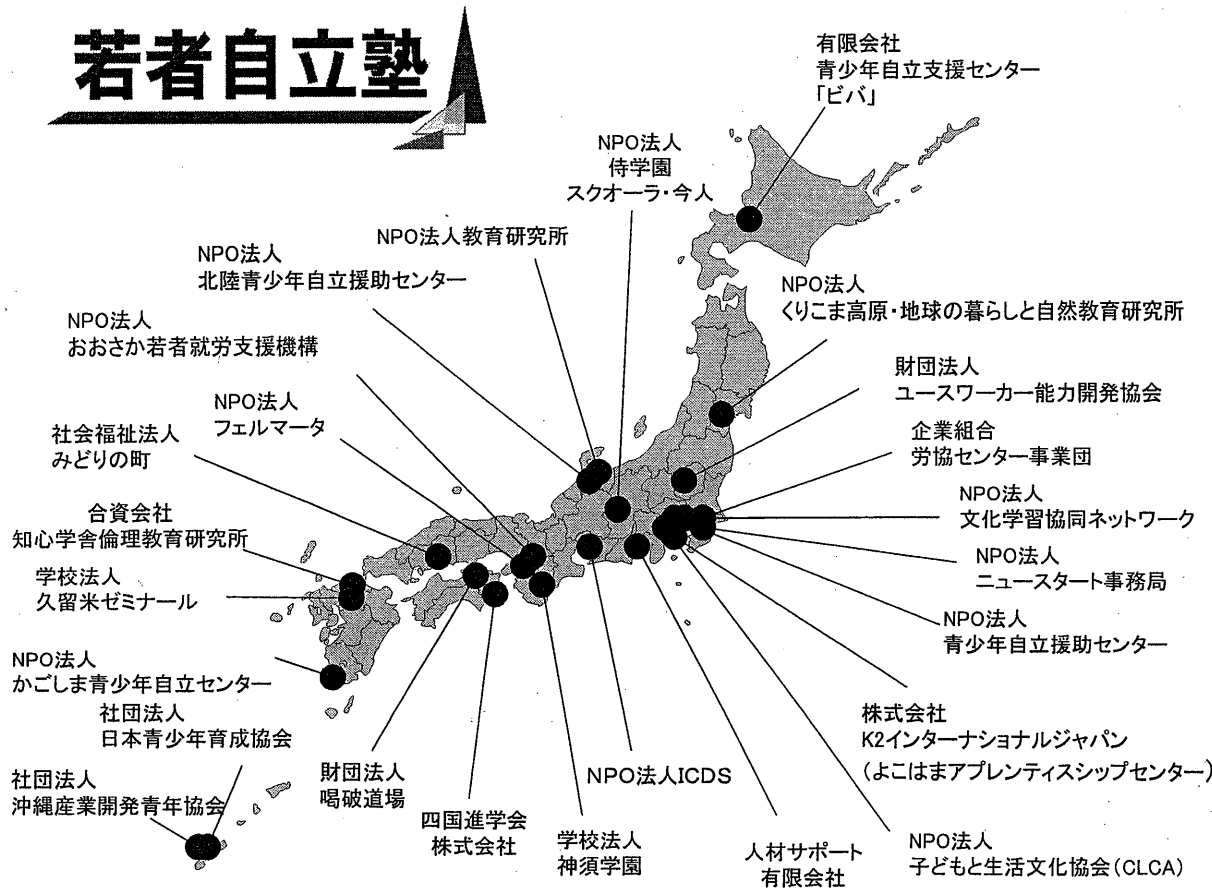
ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口での相談風景

フリーター20万人常用雇用化プラン（17年5月～18年4月）は、22.5万人の常用雇用を実現（速報値）

「若者自立塾」事業の推進

- 合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成
 - 働く自信と意欲の付与
- 民間事業者、NPO等により、平成17年度から全国20カ所で実施
 - 平成18年度は新たに5カ所を選定し、全国25カ所で実施
- 修了者数504名のうち270名が就労（平成18年7月1日現在）

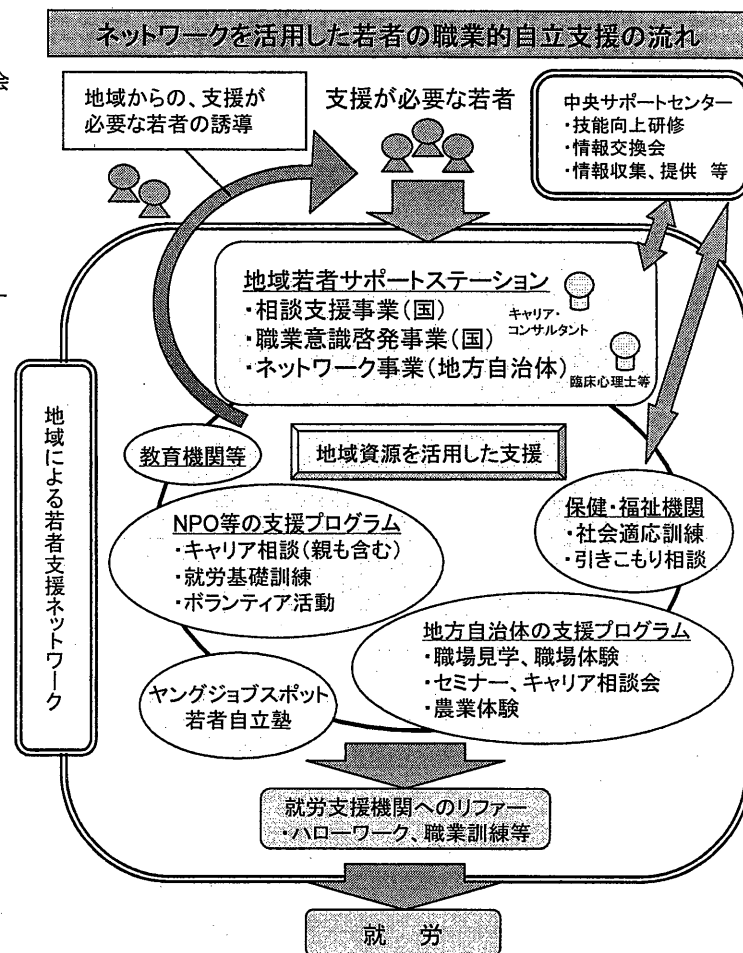
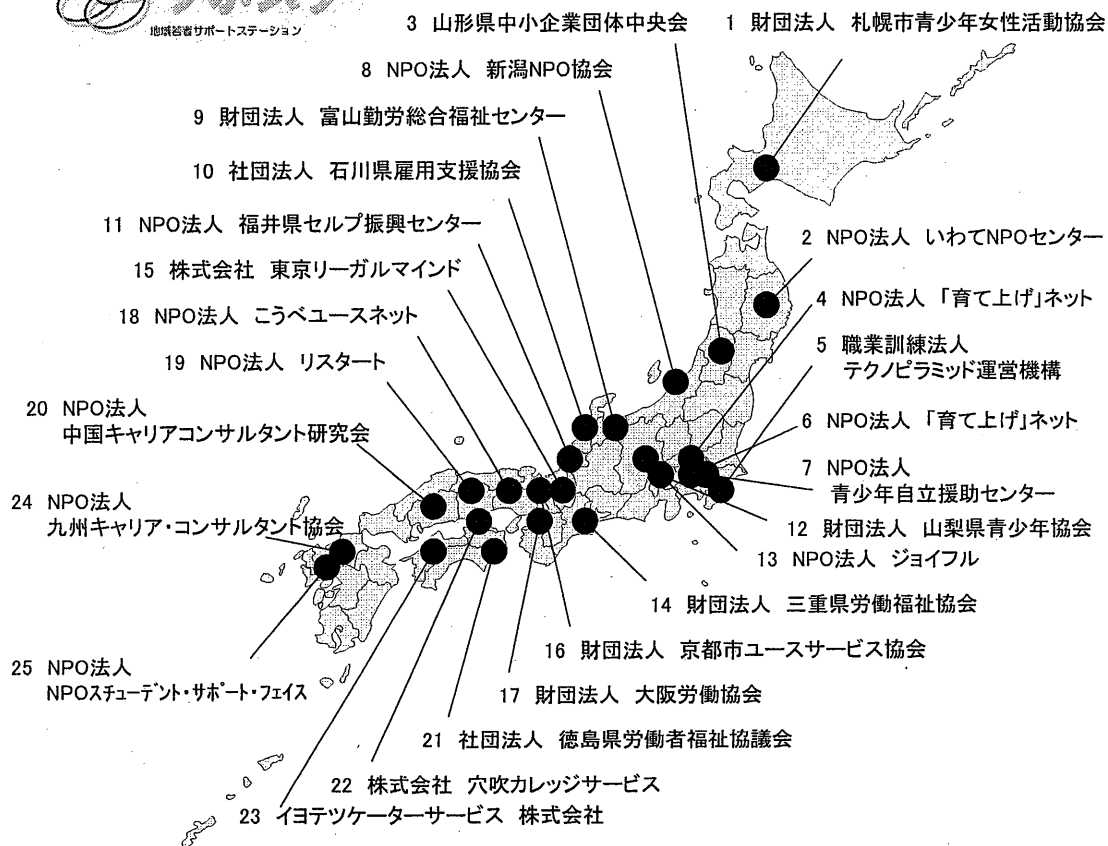
若者自立塾



若者自立塾での活動風景

地域の相談体制充実等によるニート対策の強化（平成18年度新規）

- ニート等の若者の自立を支援するため、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置（平成18年度 25か所）
- 若者の置かれた状況に応じた専門的な相談や職業意識啓発プログラムの実施、地域におけるネットワークの中核として各支援機関への適切な誘導の実施



▶平成19年度 若年者対策関連予算(概算要求)

平成19年度概算要求額 358億円

1 フリーター25万人常用雇用化プランの強化 209億円

年長フリーターの常用就職支援 26億円

- ◎ 年長フリーターに対する「再チャレンジ機会拡大プラン」の実施〈新規〉 1億円
 - ・ ジョブクラブ方式による常用就職の支援

的確な求職活動を行えない年長フリーターに対し、民間のノウハウを活用し、これらの者が相互に交流する場を設け、適職の探索や就職活動方法の習得等を行い、主体的に就職活動が展開できるように支援する「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式の取組を実施する。（年長フリーターの多い大都市部9か所で実施）
 - ・ 年長フリーターの有する経験能力を適切に評価する手法の開発・普及 25百万円
 - ・ 産業界と連携した就職支援（職場体験・見学先のコーディネート、トライアル雇用求人の開拓） 5億円
- ◎ 年長フリーター自立能力開発システムの整備〈新規〉 20億円

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設や、業界の求める採用条件に適應するための職業訓練コースを開発実施する「年長フリーター自立能力開発システム」を整備する。

就職意識の度合に対応した効果的な就職支援 46億円

- ◎ ヤングワークプラザにおける就職支援機能の強化等 4億円

希望職種が明確になっていないフリーターを対象に、「常用就職実現プラン」を策定し、同プランに基づき、個別の求人開拓や職業相談等計画的できめ細かな就職支援を実施する。
- ハローワークによるフリーター常用就職支援事業 6億円
- ◎ ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援 28億円

実践的な能力開発の実施 137億円

- トライアル雇用 69億円
- 日本版デュアルシステム 67億円

◎=新規・拡充施策 ○継続施策

2 フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援

地域若者サポートステーションの拡充強化

10億円

- ◎ ニート等をはじめとした若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションを拡充する。また、メンタル面でのサポートが必要な若者に対してきめ細かい相談を行うため、専門支援体制の強化を図る。
(実施箇所25か所→50か所)

「若者自立塾」事業の拡充

17億円

- ◎ 合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業の拡充を図る。
(実施箇所25か所→40か所)

若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣の表彰〈新規〉30百万円

- ◎ 若者が自立・チャレンジする機運を社会全体として高めるため、職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し、厚生労働大臣表彰を行うとともに、表彰者等が意見交換を行うフォーラムを開催する。

3 学生から職業人への円滑な移行の実現等

高校生向け就職ガイダンスの拡充

5億円

- ◎ 職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う「就職ガイダンス」について、常用就職の利点、フリーターになった場合の不利な状況等フリーター化の防止に資する内容を盛り込むなどの内容の再編を図るとともに、就職希望者が多い学校の希望者全員にガイダンスが実施できるよう対象者を拡充する。

4 現場の戦力となる若者の育成

「実践型人材養成システム」の普及促進<新規>

4億円

- ◎ 中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

5 複線型の応募機会の拡大に向けた取組の推進

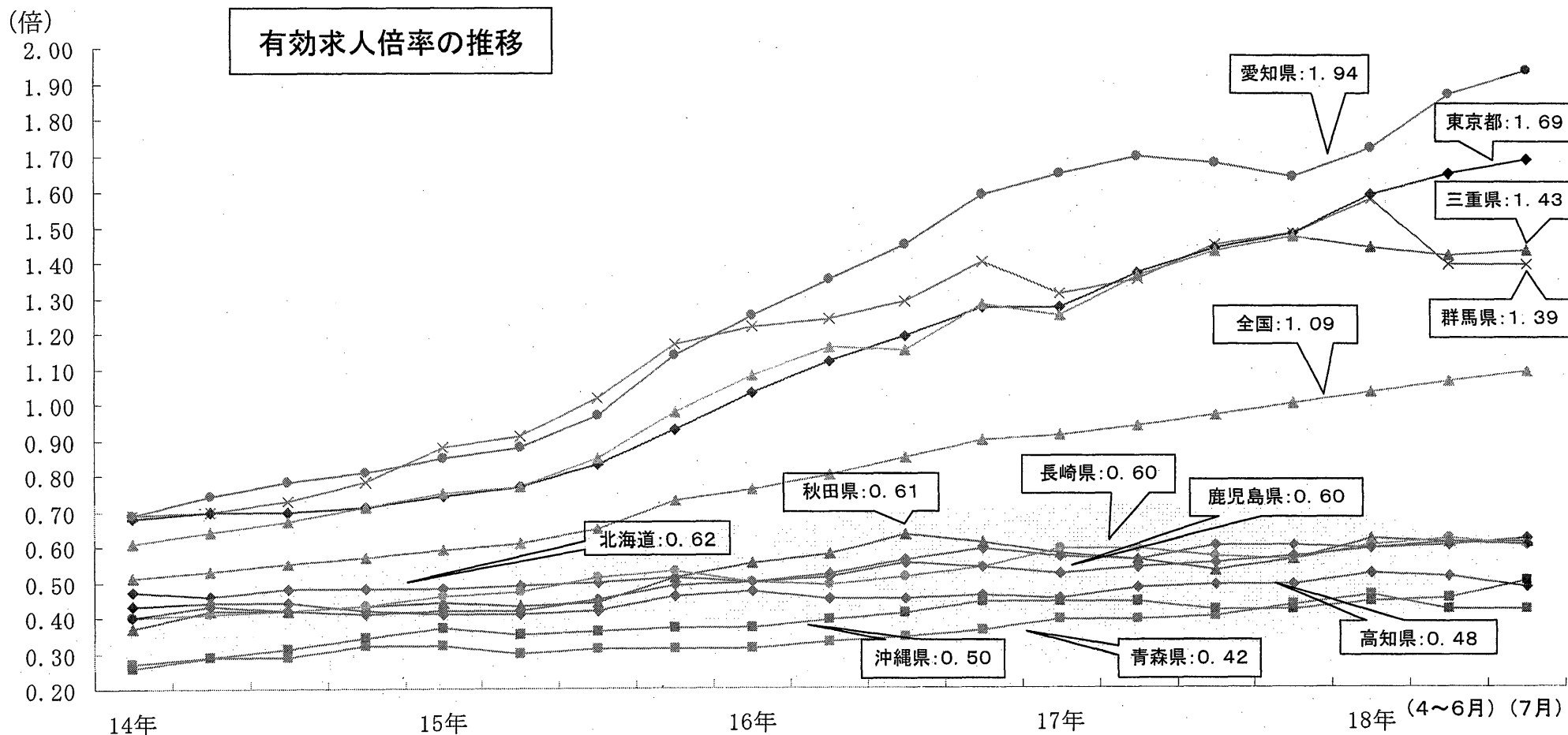
11億円

- ◎ 複線型採用の導入や採用年齢の引上げについての好事例の提供、経営トップへの働きかけ、法的整備等の取組を行うとともに、学生職業センター等における求人企業への働きかけや産業界との連携により、若者の応募機会の拡大を進める。

◎=新規・拡充施策 ○継続施策

雇用失業情勢の地域格差

全国の有効求人倍率が1倍台にまで改善する中、雇用の改善の動きが弱い地域が存在している。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1. 上位4都県とは、平成17年8月～平成18年7月平均の上位4都県。
 2. グラフは四半期の数値。ただし、直近のポイントは、18年7月の数値。
 3. 県名の横の数値は、18年7月の有効求人倍率。

地域雇用対策に関する提言等

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

(3) 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)

① 地域経営の活性化

- ・ ひとづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により支援する「地域の雇用再生プログラム(仮称)」を策定する。

- 経済成長戦略大綱（平成 18 年 7 月 6 日 財政・経済一体改革会議）

第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)

1. 地域経営の活性化

(3) 地域のひとづくり・雇用の創出

- ・ 雇用環境が依然として厳しい地域があることを踏まえ、ひとづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により一体的・重点的に支援する「地域の雇用再生プログラム(仮称)」を策定する。

地域雇用対策に関する地方からの主な要望事項

要望内容	要望主体
①地域雇用開発促進法関係	
・ 地域雇用開発促進法による地域雇用開発の継続実施	北海道、鹿児島県
②地域雇用創造支援事業関係	
・ 地域雇用創造支援事業の継続実施	北海道、青森県
・ 地域雇用創造バックアップ事業の継続実施	福岡県
・ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）の継続実施、重点的な配分等	北海道、青森県、福岡県、鹿児島県、沖縄県
・ 地域創業助成金の支給要件の緩和	長崎県、鹿児島県
③関係機関との連携の強化関係	
・ 雇用改善の一体的な推進に向けた地方自治体や関係機関との連携の強化	北海道、沖縄県

※ 7道県の地域雇用戦略会議における要望事項及び平成19年度概算要求に先立ち都道府県より提出された要望事項から主なものを抜粋。

地域主導の地域雇用対策の推進

都道府県と連携した施策の実施(従来の地域雇用対策)

○ 地域雇用開発促進法に基づく施策の実施

国が定める地域雇用開発指針に即して都道府県が策定した地域雇用開発計画に基づいて、地域類型(同意雇用機会増大促進地域等)ごとに、以下の助成等を実施。

- ・ 地域雇用開発促進助成金による事業所の設置整備助成・能力開発助成。
- ・ 国が地域の事業主団体等に委託して行うミスマッチ縮小のための事業の実施。

意欲のある市町村と連携した施策の推進(平成17年度より実施)

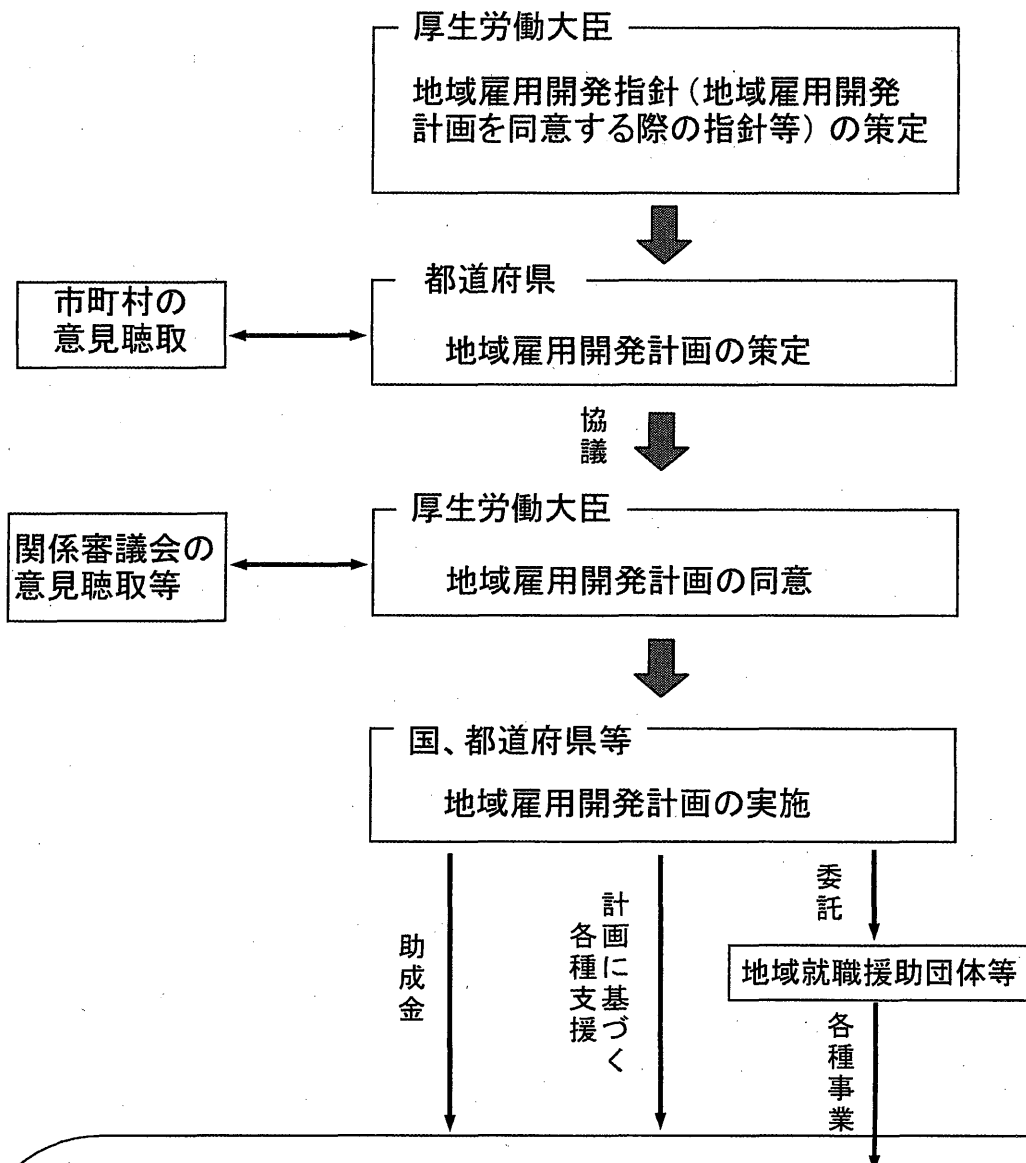
地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取組を促進・支援することを目的とした「地域雇用創造支援事業」を実施。

地域雇用創造支援事業

- ・ 雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、企画構想段階から支援。
(地域雇用創造バックアップ事業)
- ・ 雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した雇用対策事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し委託。
(地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業))
- ・ サービス分野及び市町村等が自ら選択した重点産業分野において創業する者に対し、創業経費及び雇入れ経費について助成。(地域創業助成金)

※ パッケージ事業の前身の雇用機会増大促進支援事業(プラス事業)は、平成16年度は雇用勘定で実施。

地域雇用開発促進法の基本的なスキーム



雇用機会増大促進地域
 多数の求職者に比して相当程度に雇用機会が不足している地域
 (主な対策)
 ・地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金)
 (雇い入れに伴う事業所の設置・整備への助成)
 (地域数)
 20道府県48地域

求職活動援助地域
 一定数以上の求職者に対し求人に関する情報が適切に提供されていない地域(雇用機会増大促進地域以外)
 (主な対策)
 ・地域求職活動援助事業(企業合同説明会、職業講習等の事業を事業主団体等に委託)
 (地域数)
 41都道府県49地域

能力開発就職促進地域
 求人が相当数あり、かつ、求職者の一定数以上が希望している職業があるにもかかわらず当該職業に適合する能力を有するものが相当程度に少ないため、就職が困難な地域(雇用機会増大促進地域以外)
 (主な対策)
 ・地域人材高度化能力開発助成金
 (能力開発への助成)
 (地域数)
 3県3地域

高度技能活用雇用安定地域
 高度技能労働者を雇用する事業所が集積しているものの、経済上の理由により雇用情勢が悪化し、又は悪化するおそれのある地域
 (主な対策)
 ・地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)(雇入れへの助成)
 ・地域人材高度化能力開発助成金
 (能力開発への助成)
 (地域数)
 20都府県20地域

※地域数は平成18年4月1日現在

同意雇用機会増大促進地域一覧

(平成18年4月1日現在)

都道府県	地域名	構成市町村	期間
北海道	渡島・檜山地域	函館市(旧函館市、旧戸井町、旧恵山町、旧綴法華村及び旧南茅部町)、松前町、福島町、知内町、木古内町、北斗市(旧上磯町及び旧大野町)、七飯町、鹿部町、森町(旧森町及び旧砂原町)、八雲町(旧八雲町及び旧熊石町)、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧大成町、旧瀬棚町及び旧北檜山町)、奥尻町、今金町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	空知地域	岩見沢市(旧岩見沢市、旧北村及び旧栗沢町)、三笠市、美唄市、南幌町、月形町、浦臼町、滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、深川市、新十津川町、上砂川町、奈井江町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、夕張市、由仁町、長沼町、栗山町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	後志地域	小樽市、仁木町、余市町、赤井川村、積丹町、古平町、岩内町、共和町、蘭越町、寿都町、黒松内町、島牧村、泊村、神恵内村、倶知安町、京極町、喜茂別町、留寿都村、二セコ町、真狩村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	上川地域	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、名寄市(旧名寄市及び旧風連町)、士別市(旧士別市及び旧朝日町)、下川町、美深町、音威子府村、中川町、和寒町、剣淵町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	網走地域	網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町(旧東藻琴村及び旧女満別町)、北見市(旧北見市、旧常呂町、旧端野町及び旧留辺蘂町)、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町(旧遠軽町、旧丸瀬布町、旧白滝村及び旧生田原町)、上湧別町、湧別町、美幌町、津別町、紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	胆振・日高地域	室蘭市、登別市、伊達市(旧伊達市及び旧大滝村)、壮瞥町、洞爺湖町(旧虻田町及び旧洞爺村)、豊浦町、苫小牧市、安平町(旧早来町及び旧追分町)、厚真町、むかわ町(旧鶴川町及び旧穂別町)、白老町、日高町(旧日高町及び旧門別町)、平取町、浦河町、様似町、えりも町、新冠町、新ひだか町(旧三石町及び旧静内町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	十勝地域	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村及び旧幕別町)、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	釧路・根室地域	釧路市(旧釧路市、旧阿寒町及び旧音別町)、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
青森県	三八地域	八戸市(旧八戸市及び旧南郷村)、三戸町、五戸町(旧五戸町及び旧倉石村)、南部町(旧名川町、旧南部町及び旧福地村)、田子町、階上町、新郷村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	二北地域	十和田市(旧十和田市及び旧十和田湖町)、三沢市、むつ市(旧むつ市、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村)、野辺地町、七戸町(旧七戸町及び旧天間林村)、おいらせ町(旧百石町及び旧下田町)、六戸町、横浜町、東北町(旧上北町及び旧東北町)、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	津軽地域	弘前市(旧弘前市、旧岩木町及び旧相馬村)、黒石市、五所川原市(旧五所川原市、旧金木町及び旧市浦村)、つがる市(旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村及び旧車力村)、青森市(旧波岡町のみ。旧青森市を除く。)、平川市(旧尾上町、旧平賀町及び旧碓ヶ関村)、鱒ヶ沢町、深浦町(旧深浦町及び旧岩崎村)、西目屋村、藤崎町(旧藤崎町及び旧常盤村)、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町(旧中里町及び旧小泊村)、鶴田町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
岩手県	釜石・宮古・久慈地域	釜石市、遠野市(旧遠野市及び旧宮守村)、大槌町、宮古市(旧宮古市、旧田老町及び旧新里村)、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村、久慈市(旧久慈市及び旧山形村)、洋野町(旧種市町及び旧大野村)、野田村、普代村	平成15年11月5日から 平成20年3月31日まで

都道府県	地域名	構成市町村	期間
秋田県	北部地域	能代市(旧能代市及び旧ニツ井町)、北秋田市(旧鷹巣町、旧森吉町、旧阿仁町及び旧合川町)、三種町(旧琴丘町、旧山本町及び旧八竜町)、八峰町(旧八森町及び旧峰浜村)、藤里町、大館市(旧大館市、旧比内町及び旧田代町)、上小阿仁村、鹿角市、小坂町	平成15年11月5日から 平成20年3月31日まで
	南部地域	大仙市(旧大曲市、旧神岡町、旧西仙北町、旧中仙町、旧協和町、旧南外村、旧仙北町及び旧太田町)、横手市(旧横手市、旧増田町、旧平鹿町、旧雄物川町、旧大森町、旧十文字町、旧山内村及び旧大雄村)、湯沢市(旧湯沢市、旧稲川町、旧雄勝町及び旧皆瀬村)、仙北市(旧角館町、旧田沢湖町及び旧西木村)、美郷町(旧六郷町、旧千畑町及び旧仙南村)、羽後町、東成瀬村	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
福島県	会津地域	会津若松市(旧会津若松市、旧北会津村及び旧河東町)、喜多方市(旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧塩川町、旧山都町及び旧高郷村)、南会津町(旧田島町、旧館岩村、旧伊南村及び旧南郷村)、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町(旧会津高田町、旧会津本郷町及び旧新鶴村)、三島町、金山町、昭和村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
三重県	南部地域	伊勢市(旧伊勢市、旧二見町、旧小俣町及び旧御園村)、鳥羽市、志摩市(旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧阿児町及び旧磯部町)、玉城町、南伊勢町(旧南勢町及び旧南島町)、大紀町(旧大宮町、旧紀勢町及び旧大内山村)、度会町、尾鷲市、紀北町(旧紀伊長島町及び旧海山町)、熊野市(旧熊野市及び紀和町)、御浜町、紀宝町(旧紀宝町及び旧鷲殿村)	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで
京都府	山城中部(東地区)地域	宇治市、城陽市、久御山町、宇治田原町	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
兵庫県	西播磨地域	相生市、たつの市(旧龍野市、旧新宮町、旧揖保川町及び旧御津町)、赤穂市、穴粟市(旧山崎町、旧穴粟郡一宮町、旧波賀町及び旧千種町)、太子町、上郡町、佐用町(旧佐用町、旧上月町、旧南光町及び旧三日月町)	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
奈良県	北和地域	奈良市(旧奈良市、旧月ヶ瀬村及び旧都祁村)、天理市、生駒市、山添村、大和高田市、橿原市、広陵町、上牧町、王寺町、河合町、大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
和歌山県	中・南部地域	御坊市、田辺市(旧田辺市、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村及び旧本宮町)、新宮市(旧新宮市及び旧熊野川町)、美浜町、日高町、由良町、日高川町(旧川辺町、旧中津村及び旧美山村)、みなべ町(旧南部川村及び旧南部町)、印南町、白浜町(旧白浜町及び旧日置川町)、上富田町、すさみ町、串本町(旧串本町及び旧古座町)、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
徳島県	北西地域	鳴門市、吉野川市(旧鴨島町、旧川島町、旧山川町及び旧美郷村)、美馬市(旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町及び旧木屋平村)、阿波市(旧市場町、旧阿波町、旧土成町及び旧吉野町)、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町(旧半田町、旧貞光町及び旧一字村)、三好市(旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧東祖谷山村及び旧西祖谷山村)、東みよし町(旧三加茂町及び旧三好町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
高知県	西部	須崎市、四万十市(旧中村市及び旧西土佐村)、宿毛市、土佐清水市、いの町(旧伊野町のみ。旧吾北村及び旧本川村を除く。)、仁淀川町(旧池川町、旧香川村及び旧仁淀村)、中土佐町(旧中土佐町及び旧大野見村)、佐川町、越知町、四万十町(旧窪川町、旧大正町、及び旧十和村)、檜原町、津野町(旧葉山村及び旧東津野村)、日高村、黒潮町(旧佐賀町及び旧大方町)、大月町、三原村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	中東部地域	室戸市、安芸市、南国市、高知市(旧鏡村及び旧土佐山村のみ。旧高知市を除く。)、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、香南市(旧赤岡町、旧香我美町、旧野市町、旧夜須町及び旧吉川村)、香美市(旧土佐山田町、旧香北町及び旧物部村)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧本川村及び旧吾北村のみ。旧伊野町を除く。)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで

都道府県	地域名	構成市町村	期間
福岡県	田川京築地域	田川市、行橋市、豊前市、香春町、添田町、福智町(旧金田町、旧赤池町及び旧方城町)糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、みやこ町(旧犀川町、旧勝山町及び旧豊津町)、築上町(旧椎田町及び旧築城町)、吉富町、上毛町(旧新吉富村及び旧大平村)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	遠賀流域地域	直方市、飯塚市(旧飯塚市、旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧頼田町)、嘉麻市(旧山田市、旧稲築町、旧碓井町及び旧嘉穂町)中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、宮若市(旧宮田町及び若宮町)、桂川町、	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	筑後北部地域	久留米市(旧久留米市、旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀧町)、朝倉市(旧甘木市、旧杷木町及び旧朝倉町)、大川市、うきは市(旧吉井町及び旧浮羽町)、小郡市、筑前町(旧三輪町及び旧夜須町)、東峰村(旧小石原村及び旧宝珠山村)、大刀洗町、大木町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	筑後南部地域	大牟田市、柳川市(旧柳川市、旧大和町及び旧三橋町)、八女市、筑後市、黒木町、上陽町、立花町、広川町、矢部村、星野村、瀬高町、山川町、高田町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
佐賀県	東部地域	佐賀市(旧富士町及び旧三瀬村のみ。旧佐賀市、旧諸富町及び旧大和町を除く。)、鳥栖市、小城市(旧小城市、旧三日月町、旧牛津町及び旧芦刈町)、神埼市(旧神埼町、旧千代田町及び旧脊振村)、吉野ヶ里町(旧三田川町及び旧東脊振村)、基山町、みやき町(旧中原町、旧北茂安町及び旧三根町)、上峰町	平成15年4月1日から 平成20年3月31日まで
	西部地域	唐津市(旧唐津市、旧浜玉町、旧巖木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町及び旧七山村)、玄海町、多久市、伊万里市、有田町(旧有田町及び旧西有田町)、武雄市(旧武雄市、旧山内町及び旧北方町)、大町町、江北町、白石町(旧白石町、旧福富町及び旧有明町)、鹿島市、太良町、嬉野市(旧塩田町及び旧嬉野町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
長崎県	長崎、西海地域	長崎市(旧長崎市、旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧三和町、旧外海町及び旧琴海町)、西海市(旧西彼町、旧西海町、旧大島町、旧崎戸町及び旧大瀬戸町)、長与町、時津町	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
	県北地域	佐世保市(旧佐世保市、旧吉井町、旧世知原町、旧宇久町及び旧小佐々町)、平戸市(旧平戸市、旧大島村、旧生月町及び旧田平町)、松浦市(旧松浦市、旧福島町及び旧鷹島町)、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	県央・島原地域	島原市(旧島原市及び旧有明町)、諫早市(旧諫早市、旧森山町、旧飯盛町、旧高来町、旧小長井町及び旧多良見町)、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、雲仙市(旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧小浜町及び旧南串山町)、南島原市(旧加津佐町、旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町及び旧深江町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
熊本県	北部地域	荒尾市、玉名市(旧玉名市、旧岱明町、旧横島町及び旧天水町)、山鹿市(旧山鹿市、旧鹿北町、旧菊鹿町、旧鹿本町及び旧鹿央町)、菊池市(旧菊池市、旧七城町、旧旭志村及び旧泗水町)、阿蘇市(旧一の宮町、旧阿蘇町及び旧波野村)、玉東町、和水町(旧菊水町及び旧三加和町)、南関町、長洲町、植木町、合志市(旧合志町及び旧西合志町)、南小国町、小国町、産山村、山都町(旧蘇陽町のみ。旧矢部町及び旧清和村を除く。)、高森町、南阿蘇村(旧白水村、旧久木野村及び旧長陽村)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	南部地域	八代市(旧八代市、旧坂本村、旧千丁町、旧鏡町、旧東陽村及び旧泉村)、人吉市、水俣市、氷川町(旧竜北町及び旧宮原町)、芦北町(旧田浦町及び旧芦北町)、津奈木町、錦町、あさぎり町(旧上村、旧免田町、旧岡原村、旧須恵村及び旧深田村)、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	宇城天草地域	天草市(旧本渡市、旧牛深市、旧有明町、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧五和町、旧天草町及び旧河浦町)、宇土市、上天草市(旧大矢野町、旧松島町、旧姫戸町、旧龍ヶ岳町)、宇城市(旧三角町、旧不知火町、旧松橋町、旧小川町及び旧豊野町)、城南町、富合町、美里町(旧中央町及び旧砥用町)、苓北町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで

都道府県	地域名	構成市町村	期間
大分県	北西部地域	杵築市(旧杵築市、旧山香町及び旧大田村)、中津市(旧中津市、旧三光村、旧本耶馬溪町、旧耶馬溪町及び旧山国町)、宇佐市(旧宇佐市、旧院内町及び旧安心院町)、豊後高田市(旧豊後高田市、旧真玉町及び旧香々地町)、国東市(旧国見町、旧国東町、旧武蔵町及び旧安岐町)、姫島村、日田市、玖珠町、九重町	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
	南部地域	臼杵市(旧臼杵市及び旧野津町)、津久見市、佐伯市(旧佐伯市、旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧宇目町、旧直川村、旧鶴見町、旧米水津村及び旧蒲江町)、竹田市(旧竹田市、旧荻町、旧久住町及び旧直入町)、豊後大野市(旧三重町、旧清川村、旧緒方町、旧朝地町、旧大野町、旧千歳村及び旧犬飼町)	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
宮崎県	県央地域	宮崎市(旧宮崎市、旧田野町、旧佐土原町及び旧高岡町)、清武町、国富町、綾町、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	平成15年4月1日から 平成20年3月31日まで
	県北地域	延岡市(旧延岡市、旧北方町及び旧北浦町)、北川町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、日向市(旧日向市及び旧東郷町)、門川町、美郷町(旧南郷村、旧西郷村及び旧北郷村)、諸塚村、椎葉村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
鹿児島県	始良・伊佐地域	大口市、霧島市(旧国分市、旧溝辺町、旧横川町、旧牧園町、旧霧島町、旧隼人町及び旧福山町)、菱刈町、加治木町、始良町、蒲生町、湧水町(旧栗野町及び旧吉松町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	大隅地域	鹿屋市(旧鹿屋市、旧輝北町、旧串良町及び旧吾平町)、垂水市、曾於市(旧大隅町、旧財部町及び旧末吉町)、志布志市(旧松山町、旧志布志町及び旧有明町)、大崎町、東串良町、肝付町(旧内之浦町及び旧高山町)、錦江町(旧大根占町及び旧田代町)、南大隅町(旧根占町及び旧佐多町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	北薩地域	薩摩川内市(旧川内市、旧樋脇町、旧入来町、旧東郷町及び旧祁答院町。旧里村、旧上甑村、旧下甑村及び旧鹿島村を除く。)、阿久根市、出水市(旧出水市、旧野田町及び旧高尾野町)、さつま町(旧宮之城町、旧鶴田町及び旧薩摩町)、長島町(旧東町及び旧長島町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	南薩地域	枕崎市、いちき串木野市(旧串木野市及び旧市来町)、指宿市(旧指宿市、旧開聞町、及び旧山川町)、南さつま市(旧加世田市、旧笠沙町、旧大浦町、旧金峰町及び旧坊津町)、顛娃町、知覧町、川辺町、日置市(旧東市来町、旧伊集院町、旧日吉町及び旧吹上町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
沖縄県	本島北部地域	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	本島中部地域	うるま市(旧石川市、旧具志川市、旧与那城町及び旧勝連町)、宜野湾市、沖縄市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	本島南部地域	那覇市、浦添市、糸満市、西原町、豊見城市、八重瀬町(旧東風平町及び旧具志頭村)、南城市(旧玉城村、旧知念村、旧佐敷町及び旧大里村)、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	八重山地域	石垣市、竹富町、与那国町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	宮古地域	宮古島市(旧平良市、旧城辺町、旧下地町、旧上野村及び旧伊良部町)、多良間村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで

※市町村名は平成18年4月1日現在。ただし、()内は、同意後平成18年3月31日までに合併した市町村名。

同意能力開発就職促進地域一覧

(平成18年4月1日現在)

都道府県	地域名	構成市町村	期間
茨城県	県北東部地域	日立市(旧日立市及び旧十王町)、常陸太田市(旧常陸太田市、旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村)、高萩市、北茨城市	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
神奈川県	神奈川県地域	神奈川県全域	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
徳島県	中央地域	徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、阿南市(旧那賀川町及び旧羽ノ浦町のみ。旧阿南市を除く。)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで

※市町村名は平成18年4月1日現在。ただし、()内は、同意後平成18年3月31日までに合併した市町村名。

同意求職活動援助地域一覧

(平成18年4月1日現在)

都道府県	地域名	構成市町村	期間
北海道	石狩地域	札幌市、江別市、北広島市、千歳市、恵庭市、新篠津村、石狩市(旧石狩市、旧厚田村及び旧浜益村)、当別町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	留萌・宗谷地域	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町(旧枝幸町及び旧歌登町)、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、遠別町、天塩町、幌延町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
青森県	東青地域	青森市(旧青森市のみ。旧浪岡町を除く。)、平内町、今別町、外ヶ浜町(旧蟹田町、旧平館村及び旧三厩村)、蓬田村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
岩手県	北上川流域地域	盛岡市(旧盛岡市及び旧玉山村)、雫石町、葛巻町、岩手町、八幡平市(旧西根町、旧安代町及び旧松尾村)、滝沢村、紫波町、矢巾町、花巻市(旧花巻市、旧大迫町、旧石鳥谷町及び東和町)、北上市、西和賀町(旧湯田町及び旧沢内村)、奥州市(旧水沢市、旧江刺市、旧前沢町、旧胆沢町及び旧衣川村)、金ヶ崎町、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村及び旧川崎村)、平泉町、藤沢町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
宮城県	広域仙台都市圏地域	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
秋田県	中央地域	秋田市(旧秋田市、旧河辺町及び旧雄和町)、由利本荘市(旧本荘市、旧矢島町、旧岩城町、旧由利町、旧西目町、旧鳥海町、旧東由利町及び旧大内町)、男鹿市(旧男鹿市及び旧若美町)、潟上市(旧昭和町、旧飯田川町及び旧天王町)、井川町、八郎潟町、五城目町、大潟村、にかほ市(旧仁賀保町、旧金浦町及び旧象潟町)	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
山形県	村山・置賜地域	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
福島県	浜通り地域	いわき市、南相馬市(旧原町市、旧鹿島町及び旧小高町)、相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	中通り地域	福島市、郡山市、白河市(旧白河市、旧大信村、旧表郷村及び旧東村)、須賀川市(旧須賀川市、旧長沼町及び旧岩瀬村)、二本松市(旧二本松市、旧安達町、旧岩代町及び旧東和町)、田村市(旧滝根町、旧大越町、旧都路村、旧常葉町及び旧船引町)、桑折町、伊達市(旧伊達町、旧梁川町、旧保原町、旧靈山町及び旧月館町)、国見町、川俣町、飯野町、大玉村、本宮町、白沢村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
茨城県	県央地域	水戸市(旧水戸市及び旧内原町)、笠間市(旧笠間市、旧友部町及び旧岩間町)、ひたちなか市、那珂市(旧那珂町のみ。旧瓜連町を除く。)、茨城町、城里町(旧常北町、旧桂村及び旧七会村)、大洗町、桜川市(旧岩瀬町のみ。旧真壁町及び旧大和村を除く。)、東海村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	県南地域	土浦市(旧土浦市及び旧新治村)、石岡市(旧石岡市及び旧八郷町)、龍ヶ崎市、取手市(旧取手市及び旧藤代町)、牛久市、つくば市(旧つくば市及び旧荃崎町)、稲敷市(旧江戸崎町、旧新利根町、旧桜川村及び旧東町)、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町及び旧千代田町)、小美玉市(旧小川町、旧美野里町及び旧玉里村)、美浦村、阿見町、河内町、利根町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
栃木県	栃木県地域	宇都宮市、小山市、上三川町、下野市(旧南河内町、旧石橋町及び旧国分寺町)、上河内町、河内町、野木町、高根沢町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで

都道府県	地域名	構成市町村	期間
群馬県	群馬県地域	前橋市(旧前橋市、旧大胡町、旧宮城村及び旧粕川村)、高崎市(旧高崎市、旧倉瀬村、旧箕郷町及び旧群馬町。旧新町を除く。)、安中市(旧安中市及び旧松井田町)、伊勢崎市(旧伊勢崎市、旧赤堀町、旧佐波郡東村及び旧境町)、太田市(旧太田市、旧尾島町、旧新田町及び旧敷塚本町)、渋川市(旧渋川市、旧北橋村、旧赤城村、旧子持村、旧小野上村、及び旧伊香保町)、富士見村、榛名町、玉村町、榛東村、吉岡町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
埼玉県	埼玉地域	川越市、熊谷市(旧熊谷市、旧大里町及び旧妻沼町)川口市、さいたま市(旧さいたま市及び旧岩槻市)、所沢市、飯能市(旧飯能市及び旧名栗村)、本庄市(旧本庄市及び旧児玉町)、東松山市、春日部市(旧春日部市及び旧庄和町)、狭山市、鴻巣市(旧鴻巣市のみ。旧吹上町及び旧川里町を除く。)、深谷市(旧深谷市、旧岡部町、旧川本町及び旧花園町)、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市(旧上福岡市及び旧大井町)、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町(旧都幾川村及び旧玉川村)、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、美里町、神川町(旧神川町及び旧神泉村)、上里町、江南町、寄居町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
千葉県	千葉県地域	千葉市、東金市、市原市、四街道市、八街市、市川市、浦安市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市、松戸市、野田市(旧野田市及び旧関宿町)、柏市(旧柏市及び旧沼南町)、流山市、我孫子市、成田市(旧成田市のみ。旧下総町及び旧大栄町を除く。)、佐倉市、印西市、富里市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、大網白里町、九十九里町、山武市(旧成東町、旧山武町、旧蓮沼村及び旧松尾町)、横芝光町(旧横芝町のみ。旧光町を除く。)、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、芝山町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
東京都	東京都地域	(島嶼部除く全域)千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
神奈川県	神奈川県地域	神奈川県全域	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
新潟県	新潟地域	新潟市(旧新潟市、旧新津市、旧豊栄市、旧白根市、旧小須戸町、旧横越町、旧亀田町、旧西川町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村、旧巻町及び旧中之口村のみ。旧岩室村を除く。)、阿賀野市(旧安田町、旧京ヶ瀬村、旧水原町及び旧笹神村)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	長岡地域	長岡市(旧長岡市、旧栃尾市、旧中之島町、旧越路町、旧山古志村、旧小国町、旧三島町、旧与板町及び旧和島村のみ。旧寺泊町を除く。)、小千谷市、見附市、出雲崎町、川口町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	上越地域	上越市(旧上越市、旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧清里村、旧三和村及び旧名立町のみ。旧中郷村及び旧板倉町を除く。)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
富山県	西部地域	高岡市(旧高岡市及び旧福岡町)、射水市(旧新湊市、旧小杉町、旧大門町、旧下村及び大島町)、氷見市、砺波市(旧砺波市及び旧庄川町)、小矢部市、南砺市(旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町及び旧福光町のみ。旧平村、旧上平村及び旧利賀村を除く。)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで

都道府県	地域名	構成市町村	期間
石川県	石川県地域	石川県全域	平成16年4月1日から 平成19年3月31日まで
山梨県	山梨県地域	山梨県全域	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
岐阜県	西部地域	岐阜市(旧岐阜市及び旧柳津町)、大垣市(旧大垣市、上石津町及び旧墨俣町)、羽島市、各務原市(旧各務原市及び旧川島町)、本巣市(旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町及び旧根尾村)、瑞穂市(旧穂積町及び旧巣南町)、山県市(旧高富町、旧美山町及び旧伊自良村)、海津市(旧海津町、旧平田町及び旧南濃町)、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町(旧揖斐川町、旧谷汲村、旧春日村、旧久瀬村、旧藤橋村及び旧坂内村)、大野町、池田町、北方町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
静岡県	西部地域	浜松市(旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町、旧雄踏町、旧舞阪町、旧引佐町、旧細江町及び旧三ヶ日町)、磐田市(旧磐田市、旧福田町、旧竜洋町、旧豊田町及び旧豊岡村)、掛川市(旧掛川市、旧大須賀町及び旧大東町)、袋井市(旧袋井市及び旧浅羽町)、湖西市、御前崎市(旧御前崎町及び旧浜岡町)、菊川市(旧小笠町及び旧菊川町)、森町、新居町	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで
三重県	北勢地域	四日市市(旧四日市市及び旧楠町)、桑名市(旧桑名市、旧多度町及び旧長島町)、鈴鹿市、亀山市(旧亀山市及び旧関町)、いなべ市(旧北勢町、旧員弁町、旧大安町及び旧藤原町)、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	平成13年11月1日から 平成18年10月31日まで
滋賀県	湖南・甲賀・湖西地域	大津市(旧大津市及び旧志賀町)、草津市、守山市、栗東市、甲賀市(旧水口町、旧甲南町、旧甲賀町、旧土山町及び旧信楽町)、野洲市(旧中主町及び旧野洲町)、湖南市(旧石部町及び旧甲西町)、高島市(旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村、旧安曇川町、旧高島町及び旧新旭町)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
京都府	京都府地域	京都市(旧京都市及び旧京北町)、福知山市(旧福知山市、旧三和町、旧夜久野町及び旧大江町)、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、井手町、山城町、木津町、加茂町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、南丹市(旧美山町、旧園部町、旧八木町及び旧日吉町)、京丹波町(旧丹波町、旧瑞穂町及び旧和知町)、与謝野町(旧加悦町、旧岩滝町及び旧野田川町)、伊根町、京丹後市(旧峰山町、旧大宮町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町及び旧久美浜町)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
大阪府	大阪府地域	大阪府全域	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
兵庫県	瀬戸内臨海地域	神戸市、姫路市(旧姫路市、旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町)、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市(旧洲本市、旧五色町)、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市(旧西脇市及び旧黒田庄町)、宝塚市、三木市(旧三木市及び旧吉川町)、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、南あわじ市(旧緑町、旧西淡町、旧三原町及び旧南淡町)、淡路市(旧津名町、旧淡路町、旧北淡町、旧津名郡一宮町及び旧東浦町)、猪名川町、加東市(旧社町、旧滝野町及び旧東条町)、多可町(旧中町、旧加美町及び旧八千代町)、稲美町、播磨町、神河町(旧神崎町及び旧大河内町)、市川町、福崎町	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
	内陸・日本海地域	豊岡市(旧豊岡市、旧城崎町、旧竹野町、旧日高町、旧出石町及び旧但東町)、篠山市、養父市(旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町及び旧関宮町)、丹波市(旧柏原町、旧氷上町、旧青垣町、旧春日町、旧山南町及び旧市島町)、朝来市(旧生野町、旧和田山町、旧山東町及び旧朝来町)、香美町(旧美方町、旧村岡町及び旧香住町)、新温泉町(旧浜坂町及び旧温泉町)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで

都道府県	地域名	構成市町村	期間
奈良県	中南和地域	桜井市、葛城市(旧新庄町及び旧當麻町)、川西町、三宅町、田原本町、宇陀市(旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町及び旧室生村)、曾爾村、御杖村、東吉野村、五條市(旧五條市、旧西吉野村及び旧大塔村)、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、香芝市、御所市、高取町、明日香村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
和歌山県	北部地域	和歌山市、海南市(旧海南市及び旧下津町)、橋本市(旧橋本市及び旧高野口町)、有田市、紀美野町(旧野上町及び旧美里町)、紀の川市(旧打田町、旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町及び旧貴志川町)、岩出町、かつらぎ町(旧かつらぎ町及び旧花園村)、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町(旧吉備町、旧金屋町及び旧清水町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
鳥取県	東・中部地域	鳥取市(旧鳥取市、旧国府町、旧福部村、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧気高町、旧鹿野町及び旧青谷町)、倉吉市(旧倉吉市及び旧関金町)、岩美町、湯梨浜町(旧羽合町、旧泊村及び旧東郷町)、三朝町、北栄町(旧北条町及び旧大栄町)、琴浦町(旧東伯町及び旧赤碕町)、八頭町(旧郡家町、旧船岡町及び旧八東町)、若桜町、智頭町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	西部地域	米子市(旧米子市及び旧淀江町)、境港市、南部町(旧西伯町及び旧会見町)、伯耆町(旧岸本町及び旧溝口町)、日吉津村、大山町(旧中山町、旧名和町及び旧大山町)、日南町、日野町、江府町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
島根県	東部地域	松江市(旧松江市、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧八雲村、旧玉湯町、旧宍道町及び旧八束町)、出雲市(旧出雲市、旧平田市、旧佐田町、旧多伎町、旧湖陵町及び旧大社町)、大田市(旧大田市、旧温泉津町及び旧仁摩町)、安来市(旧安来市、旧広瀬町及び旧伯太町)、雲南市(旧大東町、旧加茂町、旧木次町、旧三刀屋町、旧吉田村及び旧掛合町)、東出雲町、奥出雲町(旧仁多町及び旧横田町)、飯南町(旧頼原町及び旧赤来町)、斐川町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
	西部地域	浜田市(旧浜田市、旧金城町、旧旭町、旧弥栄村及び旧三隅町)、益田市(旧益田市、旧美都町及び旧匹見町)、江津市(旧江津市のみ。旧桜江町を除く。)、津和野町(旧津和野町及び旧日原町)、吉賀町(旧柿木村及び旧六日市町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
山口県	山口県地域	山口市(旧阿知須町のみ。旧山口市、旧徳地町、旧秋穂町及び旧小郡町を除く。)、下関市(旧下関市、旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町)、宇部市(旧宇部市及び旧楠町)、山陽小野田市(旧小野田市及び旧山陽町)、美祢市	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
徳島県	中央地域	徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、阿南市(旧那賀川町及び旧羽ノ浦町のみ。旧阿南市を除く)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
香川県	香川地域	香川県全域	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
愛媛県	松山地域	松山市(旧松山市及び旧北条市、旧中島町)、伊予市(旧伊予市、旧中山町及び旧双海町)、東温市(旧重信町及び旧川内町)、松前町、砥部町(旧砥部町及び旧広田村)	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
高知県	中央地域	高知市(旧高知市のみ。旧鏡村及び旧土佐山村を除く。)、土佐市、春野町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
福岡県	福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、宗像市(旧宗像市(旧玄海町を含む。))及び旧大島村)、前原市、古賀市、福津市(旧福岡町及び旧津屋崎町)、志免町、須恵町、宇美町、篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町、那珂川町、二丈町、志摩町	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
佐賀県	中央部地域	佐賀市(旧佐賀市、旧諸富町及び旧大和町のみ。旧富士町及び旧三瀬村を除く。)、川副町、東与賀町、久保田町、	平成15年4月1日から 平成20年3月31日まで

都道府県	地域名	構成市町村	期間
熊本県	熊本地域	熊本市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町(旧矢部町及び旧清和村。旧蘇陽町を除く。)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
大分県	中央部地域	大分市(旧大分市、旧佐賀関町及び旧野津原町)、別府市、由布市(旧挾間町、旧庄内町及び旧湯布院町)、日出町	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
宮崎県	北諸県・西諸県・南那珂地域	都城市(旧都城市、旧山之口町、旧高城町、旧山田町及び旧高崎町)、三股町、小林市(旧小林市及び旧須木村)、えびの市、高原町、野尻町、日南市、串間市、南郷町、北郷町	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
鹿児島県	鹿児島地域	鹿児島市(旧鹿児島市、旧吉田町、旧桜島町、旧喜入町、旧松元町及び旧郡山町)	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで
沖縄県	本島南部地域	那覇市、浦添市、糸満市、西原町、豊見城市、八重瀬町(旧東風平町及び旧具志頭村)、南城市(旧玉城村、旧知念村及び旧佐敷町)、与那原町、大里村、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	平成14年4月1日から 平成19年3月31日まで

※市町村名は平成18年4月1日現在。ただし、()内は、同意後平成18年3月31日までに合併した市町村名。

同意高度技能活用雇用安定地域一覧

(平成18年4月1日現在)

都道府県	地域名	構成市町村	期間
青森県	八戸地域	八戸市(旧八戸市のみ。旧南郷村を除く。)、十和田市(旧十和田市のみ。旧十和田湖町を除く。)、三沢市、七戸町(旧七戸町のみ。旧天間林村を除く。)、百石町、六戸町、東北町(旧上北町のみ。旧東北町を除く。)、下田町、五戸町(旧五戸町のみ。旧倉石村を除く。)、福地村	平成15年2月6日から 平成20年3月31日まで
岩手県	北上流域地域	花巻市(旧花巻市のみ)、北上市、奥州市(旧水沢市、旧江刺市のみ)、金ヶ崎町	平成14年9月5日から 平成20年3月31日まで
茨城県	県北臨海地域	日立市(旧日立市及び旧十王町)、常陸太田市(旧常陸太田市のみ。旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村を除く。)、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、那珂市(旧那珂町のみ。旧瓜連町を除く。)、東海村	平成15年4月1日から 平成20年3月31日まで
埼玉県	川口地域	川口市、草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで
千葉県	東葛地域	市川市、船橋市、松戸市、野田市(旧野田市及び旧関宿町)、柏市(旧柏市及び旧沼南町)、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで
東京都	城南地域	品川区、大田区	平成15年4月1日から 平成20年3月31日まで
神奈川県	京浜等地域	横浜市、川崎市、相模原市(旧相模原市のみ)、大和市	平成15年4月1日から 平成20年3月31日まで
新潟県	中越地域	長岡市(旧長岡市及び旧栃尾市のみ。旧中之島町、旧越路町、旧山古志村、旧小国町、旧三島町、旧与阪町、旧和島町及び旧寺泊町を除く。)、三条市(旧三条市及び旧栄町のみ。旧下田村を除く。)、柏崎市(旧柏崎市のみ。旧高柳町及び旧西山町を除く。)、小千谷市、十日町市(旧十日町市のみ。旧川西町、旧中里村、旧松代町及び旧松之山町を除く。)、見附市、燕市(旧燕市及び旧吉田町のみ。旧分水町を除く。)	平成14年8月29日から 平成20年3月31日まで
富山県	富山県地域	富山市(旧富山市、旧大沢野町、旧八尾町及び旧婦中町のみ。旧大山町、旧山田村及び旧細入村を除く。)、高岡市(旧高岡市及び旧福岡町)、射水市(旧新湊市、旧小杉町、旧大門町及び旧大島町。旧下村を除く。)、滑川市、小矢部市	平成14年8月29日から 平成20年3月31日まで
石川県	金沢・加賀地域	金沢市、小松市、加賀市(旧加賀市及び旧山中町)、白山市(旧松任市、旧美川町及び旧鶴来町のみ。旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村及び旧白峰村を除く。)、かほく市(旧高松町、旧七塚町及び旧宇ノ気町)、能美市(旧根上町、旧寺井町及び旧辰口町)、野々市町、内灘町、津幡町、川北町	平成14年8月29日から 平成20年3月31日まで
山梨県	甲府地域	甲府市(旧甲府市及び旧中道町のみ。)、塩山市(旧塩山市、旧勝沼町及び旧大和村)、山梨市(旧山梨市のみ。旧牧丘町及び旧三富村を除く。)、韮崎市、南アルプス市、甲斐市(旧竜王町、旧敷島町及び旧双葉町)、笛吹市(旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村及び旧春日居町)、北杜市(旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧小淵沢町、旧大泉村、旧白洲町及び旧武川村)、中央市(旧豊富村、旧玉穂町及び旧田富町)、市川三郷町(旧三珠町及び旧市川大門町のみ。旧六郷町を除く。)、増穂町、昭和町	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで
長野県	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	平成15年2月6日から 平成20年3月31日まで
静岡県	静岡県西部地域	浜松市(旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町、旧雄踏町、旧舞阪町、旧新居町、旧引佐町、旧細江町及び旧三ヶ日町)、磐田市(旧磐田市、旧福田町、旧竜洋町、旧豊田町及び旧豊岡村)、袋井市(旧袋井市及び旧浅羽町)、湖西市、森町	平成15年12月18日から 平成21年3月31日まで
滋賀県	大津・湖南・甲賀地域	大津市(旧大津市及び旧志賀町)、草津市、守山市、栗東市、甲賀市(旧水口町、旧甲南町、旧甲賀町、旧土山町及び旧信楽町)、野洲市(旧中主町及び旧野洲町)、湖南市(旧石部町及び旧甲西町)	平成14年8月29日から 平成20年3月31日まで

都道府県	地域名	構成市町村	期間
大阪府	大阪府地域	大阪市、堺市(旧堺市及び旧美原町)、豊中市、守口市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市	平成14年9月5日から 平成20年3月31日まで
兵庫県	神戸・阪神地域	尼崎市、伊丹市、神戸市、西宮市、芦屋市	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで
鳥取県	鳥取地域	鳥取市(旧鳥取市、旧河原町、旧気高町及び旧青谷町のみ。旧国府町、旧福部村、旧用瀬町、旧佐治村及び旧鹿野町を除く。)、米子市(旧米子市及び旧淀江町)、倉吉市(旧倉吉市のみ。旧関金町を除く。)、湯梨浜町(旧羽合町、旧泊村及び旧東郷町)、北条町(旧北条町及び旧大栄町)、琴浦町(旧東伯町及び旧赤碕町)、日吉津村、大山町(旧中山町、旧名和町及び旧大山町)	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで
広島県	広島地域	広島市、呉市(旧呉市、旧音戸町、旧川尻町及び旧安浦町のみ。旧倉橋町、旧蒲刈町、旧豊浜町及び旧豊町を除く。)、東広島市(旧東広島市及び旧黒瀬町のみ。旧福富町、旧豊栄町、旧河内町及び旧安芸津町を除く。)、府中町、海田町、熊野町、坂町	平成14年8月29日から 平成20年3月31日まで
福岡県	北九州地域	北九州市、直方市、飯塚市(旧飯塚市のみ)、行橋市、中間市、宗像市(旧宗像市(旧玄海町を含む。))のみ。旧大島村を除く。)、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、宮若市(旧宮田町及び旧若宮町)、苅田町	平成15年2月6日から 平成20年3月31日まで
熊本県	熊本周辺地域	熊本市、菊池市(旧菊池市、旧旭志村及び旧洒水町のみ。旧七城町を除く。)、富合町、大津町、菊陽町、合志市(旧合志町及び旧西合志町)、西原村、御船町、嘉島町、益城町	平成14年9月5日から 平成20年3月31日まで

※市町村名は平成18年4月1日現在。ただし、()内は、同意後平成18年3月31日までに合併した市町村名。

地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)の概要

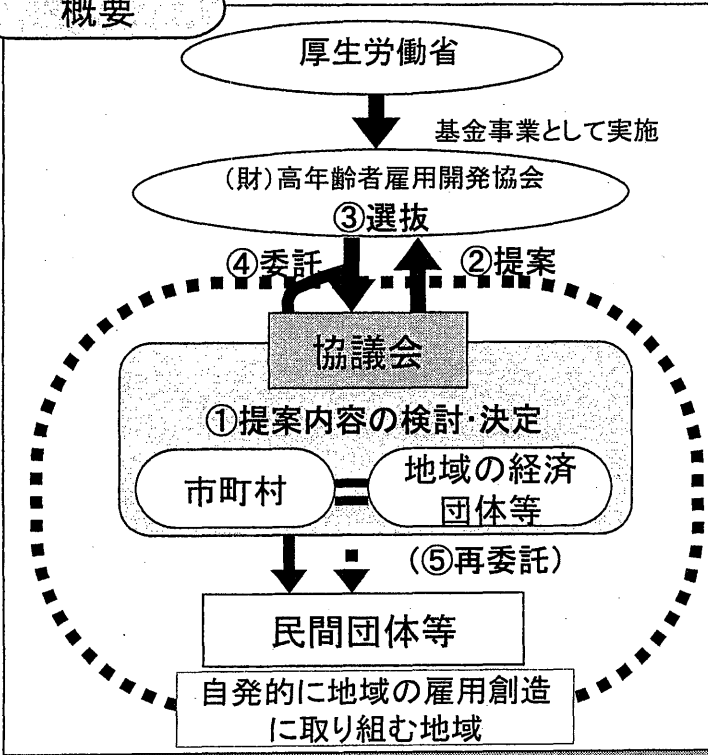
- 雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業を委託する。

対象地域

次のいずれも満たす地域

- ① 雇用機会が少ない地域(直近1年間の有効求人倍率の平均が1倍未満)
- ② 地域再生計画を策定することにより自発的に地域の雇用創造に取り組む地域

概要



事業の内容

雇用創出メニュー

- ・中核的又は専門的人材の誘致活動(募集活動、U・Iターン促進等)
- ・創業者等に対する労務管理についての研修、相談
- ・他地域における成功事例研究やその中心人物を招いてのセミナー 等

能力開発メニュー

- ・訓練(既存施設の改修、講師の再訓練等を含む。)
- ・研修・講習
- ・国内外留学等 等

情報・相談メニュー

- ・求職者等に対する訓練、研修・講習などの情報提供、相談
- ・地域外の求職者等に対するU・Iターンに関する情報提供、相談 等

※ メニューは例示であり、これらに限られない。

実施規模

- ・事業額は、1地域1年度当たり2億円を上限。同一地域における事業期間は、3年を上限。
- ・実施地域は、毎年度、有識者からなる第三者委員会において選抜して実施。

実施地域一覧

対象地域		事業タイトル	事業開始年度
1	北海道 帯広市	作って・食べて・楽しんで！まるごと「帯広・とがち」の活性化プラン地域資源を活用した産業の活性化による雇用機会の増大	18
2	北海道 標津町	「交流・健康・保養」のテーマのもとで、地域の特色ある資源と魅力を活用した観光の産業化と高品質な物づくりの推進による雇用機会の増大事業	18
3	北海道 洞爺湖町	「2(観光・産品)×2(虹田・洞爺)=10(とうや)」湖三昧一体雇用のみちづくり事業	18
4	北海道 根室市	地域資源を活かした産業担い手育成事業	18
5	北海道 札幌市	先進性を活かしたニュービジネスの街、人にやさしいおもてなしの街”さっぽろ”雇用創出プログラム事業	17
6	北海道 函館市	多様で力強い産業を振興するまちづくり人材育成事業	17
7	北海道 旭川市	旭山動物園を起爆剤とした滞在型観光振興による雇用機会の増大	17
8	北海道 恵庭市	花のまち恵庭・開花プロジェクト雇用創出事業	17
9	北海道 倶知安町	国際リゾート都市”くっちゃん”確立に向けた人材育成及び雇用増大事業	17
10	北海道 下川町	森林資源を柱にしたクラスター創造による雇用機会の創出事業	17
11	北海道 利尻町	海藻おしぼの里づくりによる雇用機会の増大	17
12	北海道 滝上町	基幹産業と連携した地場産業振興による雇用創出計画	17
13	北海道 小樽市	地域経済活性化事業の推進による人材の育成と雇用創出の増大事業	16
14	北海道 室蘭市	ものづくり産業と新規成長分野における雇用創出事業	16
15	北海道 釧路市	企業誘致や地域の産業再生を通じた雇用機会の増大事業	16
16	北海道 岩見沢市	IT関連企業・ベンチャー企業等の集積を通じた産業構造の高度化による雇用機会の創出	16
17	北海道 苫小牧市	人材誘致及び人材育成等による雇用機会の促進支援事業	16
18	北海道 富良野市	観光・農業・中心市街地連動による循環型経済活性化雇用機会増大プロジェクト	16
19	北海道 登別市・白老町	広域雇用創出クラスター担い手育成事業	16
20	北海道 上川町	温泉療養プログラムサービスによる観光客の増大とこれに伴う雇用機会の増大	16
21	北海道 美瑛町	農業産業創造の中核を担う人材の誘致・育成による地域雇用創出事業	16
22	青森県 五所川原市	立佞武多を核とした観光振興を支える中核的人材～観光コンシェルジュ～の養成事業等の実施による雇用の創出	18
23	青森県 青森市	地域の人材育成・確保を通じた地域産業の振興による雇用創造の促進	16
24	青森県 弘前市	伝統と先端技術がともに生きる弘前を支える人材活性化雇用創出プラン	16
25	青森県 八戸市	地域産業(環境・リサイクル・新エネルギー)の再生・振興を通じた雇用創造促進事業	16

実施地域一覧

対象地域		事業タイトル	事業開始年度
26	岩手県 二戸市	地域産業の特色を活かし潜在力を発揮した雇用創出	17
27	岩手県 田野畑村	特A級の自然資源を核とした体験型観光の推進による雇用機会の増大	17
28	岩手県 久慈市	地域資源の活用及び地域産業の振興を通じた雇用機会の増大	16
29	岩手県 釜石市・大槌町	ものづくりのまちづくりはひとつりから	16
30	秋田県 鹿角市・小坂町	「ふれあい」「あじわい」による観光産業進化プロジェクト	18
31	秋田県 藤里町	地域特性を活かした観光産業による雇用機会の創出	18
32	秋田県 横手市	IT・アグリビジネス・ものづくり支援による雇用機会の増大	18
33	秋田県 男鹿市	地域産業の観光産業化による雇用機会の増大	17
34	山形県 長井市	～地域の素材を活かした人・もの交流産業とロボット関連産業における中核的人材育成による雇用機会の創出～	18
35	山形県 遊佐町	「参加・協働・共生の力による遊佐の資源活用型」雇用拡大計画	18
36	山形県 朝日町	朝日町エコミュージアム型産業と雇用の創出	17
37	山形県 最上町	最上の幸を活かした総合型産業の確立による雇用機会増大促進プロジェクト	17
38	福島県 会津地域	あいづものづくり・ひとつり・しごとづくり支援構想	16
39	神奈川県 川崎市	川崎ものづくり産業の高度人材育成による産業振興・雇用創造=エンベデット(組込み)システム人材を中心として=	18
40	新潟県 妙高市	妙高ナチュラルファクトリー構想の実現を目指した産業振興と地域雇用の創造事業	17
41	富山県 氷見市	地域資源保全・活用型産業の振興による雇用機会の創造	17
42	石川県 七尾市	観光・食・ヘルスケアのネットワーク化による雇用の地産地消～湯上がり美ジョンでおもてなし～	18
43	長野県 飯山市	地域資源(森林・温泉・食農)を活かした健康増進型の観光による地域再生	18
44	三重県 南部地域	三重県南部地域における産業の振興を通じた雇用創造	16
45	京都府 京丹後市	人材育成及び新規事業開拓研究を通じた地域産業の再生と雇用機会の創出(京丹後市達人養成・鉄人育成プロジェクト)	17
46	大阪府 大東市	地域ぐるみの産業づくりによる雇用拡大事業	18
47	大阪府 堺市	ものづくりの復権による雇用機会の創出	17
48	大阪府 東大阪市	モノづくり企業を支える人材の育成による雇用創造	17
49	大阪府 貝塚市	企業誘致のインパクトを活かした雇用機会創出事業	16
50	大阪府 枚方市	雇用創造促進「人育て・人結び」プロジェクト	16

実施地域一覧

対象地域			事業タイトル	事業開始年度
51	大阪府	八尾市	ものづくりを担う人材の育成・確保を通じた雇用機会の増大	16
52	兵庫県	尼崎市	ものづくり政策と連携した地域雇用創出事業	17
53	和歌山県	田辺市	世界遺産・熊野における“癒し・健康を核とした蘇りの地域づくり”による雇用創造	18
54	和歌山県	橋本市	日本一のパイル織物・紀州へら竿産業の再生による地域産業創出と雇用機会の増大	18
55	鳥取県	日南町	林業の回生と新たな雇用・就業の実現～日南町の特性に応じた地域主導の雇用対策の推進～	17
56	島根県	浜田市	浜田再生を担うひと創りー水産業・地元食・矯正施設を柱とした雇用創造ー	18
57	島根県	大田市	温故創新世界遺産登録に向けて輝き再び石見銀山 ものづくり・匠の技・シルバーが輝く雇用創出	17
58	島根県	美郷町	中山間地域の新たな産業創出を通じた雇用機会の増大～豊かな地域資源を活用した産業振興～	17
59	島根県	隠岐郡海士町	島まるごと加工産業による雇用の創出	16
60	岡山県	新見市	～ラストワンマイルで産業創造を～《かのさとにいみ地域ブランド育成・雇用促進事業》	18
61	広島県	安芸郡熊野町	筆の都の仕事人・わっしょい！元気事業	18
62	広島県	呉市	呉ものづくり産業振興・雇用創造促進事業	17
63	徳島県	鳴門地域	人材の育成を中心とする産業の振興と雇用機会の増大を目指して	16
64	徳島県	三好市	地域産業の振興を通じた雇用機会の創造	16
65	愛媛県	宇和島市・北宇和郡鬼北町・松野町	“牛鬼の里”海と山の資源を活かした食産維新による雇用創出事業	18
66	愛媛県	愛南町	特産品の「あいなんブランド」確立による雇用機会創出事業	17
67	高知県	四万十市中村地域	『「四万十川の水面に輝く観光のまちづくり」による雇用機会の創出』	18
68	高知県	幡多郡黒潮町	「知」のネットワークと“砂丘美術館”が生む雇用創造促進事業 ～地域産業と地域文化の融合による雇用創造～	16
69	高知県	四万十市（旧西土佐）	「四万十の小さな村からのブランド発信」を通じた雇用機会の増大ー「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の集積と連携効果による地域産業の拡大ー	16
70	福岡県	八女市・上陽町	八女地域農業を活かした地産地消による雇用創出	18
71	福岡県	八女郡矢部村	森林資源を活用した地域雇用機会の増大	18
72	福岡県	北九州市	北九州市人づくり・未来づくりプロジェクト	17
73	福岡県	飯塚市	”e-ZUKATライバレー構想”に基づく雇用対策事業	17
74	福岡県	立花町	竹資源を有効活用した地域産業の振興を通じた雇用機会の拡大	17

実施地域一覽

対象地域		事業タイトル	事業開始年度
75	福岡県 久留米市	地域企業のニーズに対応したキャリア・アップ推進	16
76	佐賀県 有田・伊万里地域	伝統的地場産業(伊万里・有田焼)の振興を通じた雇用機会の増大	16
77	長崎県 平戸市・松浦市	体験型観光・特産品開発等の観光人材育成・能力開発による雇用創出	18
78	長崎県 長崎市	「ものづくり」と「観光」のまち長崎の再生を核とした雇用機会の増大	18
79	長崎県 島原市	薬草を活用した産業振興を通じた雇用機会の増大(島原健康半島構想の推進による産業振興・雇用創造)	17
80	長崎県 五島・対馬・壱岐地域	ながさき”しま自慢プロガイド”等育成による観光産業を中心とした雇用機会の拡大	17
81	熊本県 熊本地域	熊本セミコンフォレスト実現を目指す半導体関連産業振興による地域雇用促進事業	16
82	熊本県 荒尾市	中小企業及び観光と農漁業の共生対流を通じた起業創造と雇用機会の増大	17
83	熊本県 八代市	物流インフラを活用した環境産業の集積と製造業の振興による地域雇用拡大事業	16
84	大分県 中津市	産業振興を通じた雇用創出のススメ	16
85	大分県 豊後高田市	昭和の町を核とした商業と観光の一体的振興による雇用の創出	17
86	宮崎県 宮崎地域	みやざきITクラスター実現のためのIT関連産業の人材育成・確保を中心とした地域雇用促進事業	17
87	鹿児島県 阿久根市	『アクネうまいネ自然だネ』雇用創出プラン～地域資源を活用したフレッシュ・フード産業の育成による雇用の創出～	18
88	鹿児島県 大島郡与論町	島の地域資源、特性を生かしたオンリーワンの産業づくりによる雇用機会の創出	18
89	鹿児島県 奄美市	「e-まちづくり」に向けた人材育成とさとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化による雇用創出	17
90	鹿児島県 瀬戸内町	水産業・観光産業の振興による雇用の創出	17
91	鹿児島県 大口町・菱刈町	伊佐地区の「安全・安心」な特産品・高齢者ビジネスを活かした雇用創出	16
92	沖縄県 うるま市	「うるま市産業振興QOL向上プロジェクト」～健康・長寿産業と情報化による雇用機会の増大～	18
93	沖縄県 名護市	ヤンバルの中核都市・名護市の活性化と雇用創造事業	18
94	沖縄県 浦添市	手作り工芸町屋構想に基づく工芸技術者育成と工芸工房の地域内集積による雇用機会創出と観光拠点構築事業	18
95	沖縄県 石垣市	地域資源を活用した観光・情報関連業種人材育成事業	18
96	沖縄県 沖縄市	音楽ビジネス振興を軸とした観光の街づくり人材育成事業	17
97	沖縄県 那覇市	国際ビジネス・ITサポート人材育成事業	16

厚生労働省の雇用関係施策の7道県に対する重点実施

1 地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取組を支援する「地域雇用創造支援事業」について、7道県に重点的に配慮

① 地域雇用創造バックアップ事業

雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援する。

・7道県の配分比率を50%に上げる。(平成17年度は40%)

② 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)

市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等にその事業を委託する。(上限2億円(×3年間)、採択件数1年度35地域)

・7道県の配分比率を50%に上げる。(平成17年度は40%)

③ 地域創業助成金

地域に貢献するサービス分野又は市町村等が自ら選択した地域重点分野において創業し、離職者等を雇い入れる場合に助成する。

助成内容:創業に係る経費の1/3、上限(雇入れ規模に応じ)150万円~500万円

・7道県について、助成率を50%に上げる。(他県は1/3)

2 中小事業主団体による人材の確保・育成等を支援する「地域雇用開発活性化事業」(平成18年度新規)について7道県に重点的に配慮

雇用情勢の厳しい地域における産業・企業の活性化とそれによる雇用機会の増大を促すため、中小事業主団体による人材の確保・育成(高年齢者の活用、後継者の確保等)の取組を支援する。(予算上全国50団体、上限1,500万円(×3年間))

・7道県の配分比率を30%とする。

・7道県については、地域の意向・ニーズを踏まえた柔軟な運用を行う。

3 創業支援コーナー等による支援

雇用・能力開発機構において、創業サポートセンター等(北海道、東京、大阪、福岡)を中心に創業者に対する能力開発、技術支援等を実施する。

・7道県について、雇用・能力開発機構都道府県センターに「創業支援コーナー」を設置し、創業サポートセンターとの連携により、創業に関する情報提供に加え、創業に必要な基礎的ノウハウの提供等相談援助の内容充実を図る。

厚生労働省の施策に関する7道県対策の進捗状況について

1. バックアップ事業

○平成18年9月20日現在、33地域で実施しており、うち7道県は18地域(54.5%)。

2. パッケージ事業

○平成18年度第1次採択分として31地域が採択された。採択地域31地域のうち7道県の採択数は17地域(54.8%)。

3. 地域創業助成金

○平成18年4月より、7道県における助成率を引上げ。

4. 地域雇用開発活性化事業

○平成18年度より、全国50地域で事業を実施予定。うち7道県は18地域(36%)。

地域雇用戦略会議

雇用の創出に向け各地域の自主的な地域活性化の取組の実効が上がるよう、7道県に地方自治体、地元経済界、地方支分局等の地域関係機関及び関係府省が一堂に会する「地域雇用戦略会議」を設置し、地域レベルで関係機関が一体となって雇用の改善に取り組むこととする。

地域の雇用創出の促進

現在

市町村
○市町村ごとにおける地域活性化の事業

道県
○道県における地域活性化の事業

地元経済界
○地域活性化のための各種事業

地域の实情に応じた
メリハリのある自主的な取組

- ①戦略プランの策定
- ②モデル的取組の実施
- ③企業向けパンフレットの作成

地域雇用戦略会議

地場産業 観光 人材 人的ネットワーク
情報通信基盤 等

市町村間の連携強化

地方自治体及び国の施策の有効な組合せ

調査結果の提供

日銀支店
○地域の経済・雇用動向について調査

連携・協力・支援

内閣官房(特区・地域再生)

- 雇用創出に資する地域再生施策(雇用創出のための地域再生計画の策定、省庁連携による支援チームの設置など)の活用促進
- 規制の特例の活用促進による地域経済活性化、雇用機会の創出・拡大

労働局
○雇用関係施策(パッケージ事業等)の7道県に対する重点実施

総合通信局
○情報通信基盤の整備

地方農政局
○農村経済の活性化の推進

経済産業局
○地域活性化に向けた具体策の検討(7道県も含む)
○産業クラスター計画の推進 等

地方運輸局
○魅力ある観光地づくりの推進

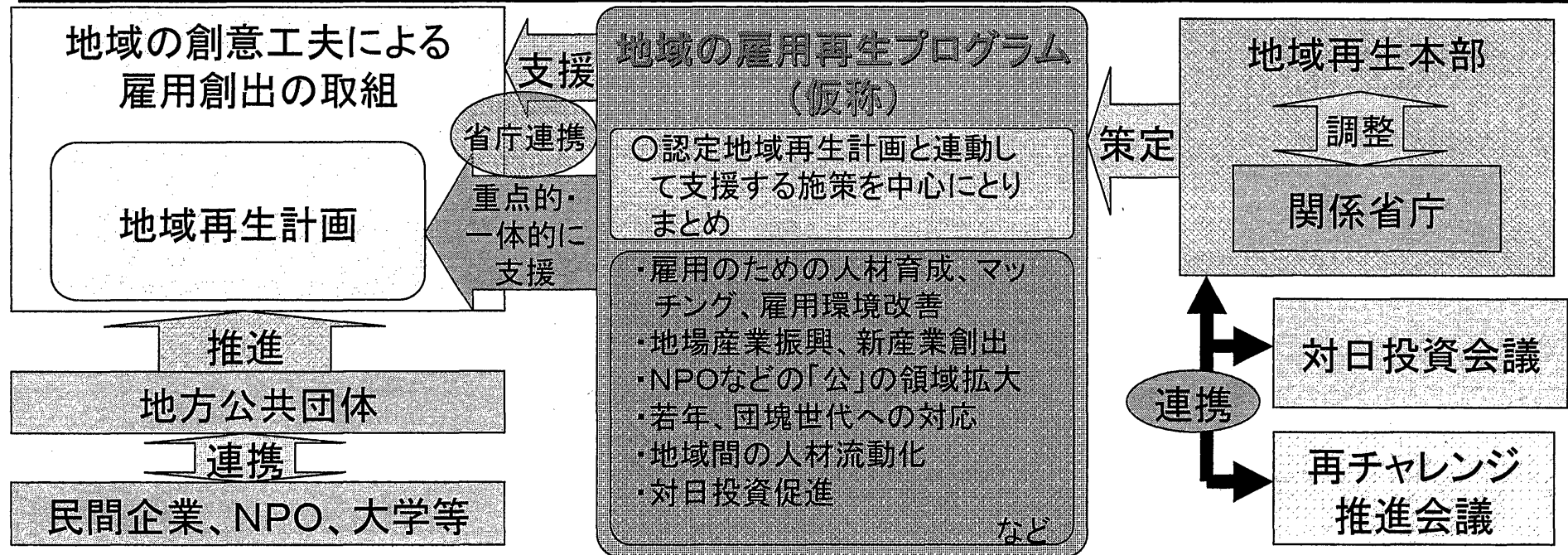
地方整備局

沖縄総合事務局
○沖縄振興計画に基づく雇用機会創出等の推進

北海道開発局

地域の雇用創出による地域再生の推進のイメージ

- 地域間の経済のバラツキが固定化することを打破するため、ひとづくり・雇用創出を通じた地域の創造力の発揮が重要 ※「地域再生」＝地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生
- 雇用環境が依然として厳しい地域があることを踏まえ、省庁連携による雇用創出の支援が必要
- ※ 現時点で地域雇用戦略会議が設置されている道県＝北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県



今後の進め方

- ・ 6月30日の閣僚懇談会における川崎厚生労働大臣、中馬地域再生担当大臣の発言を受け、7月5日に関係省庁連絡会議を開催し、プログラム策定への協力を各省庁に要請
- ・ 地域雇用戦略会議などの地域の声に基づき、支援すべき分野・課題を精査し、各省庁に支援措置の充実を要請(7道県対策については、可能なものから年度内にも各省庁で順次実施)
- ・ 関係省庁と調整し、来年2月を目途にプログラムを本部決定

地域雇用開発促進法に基づく地域類型と支援措置の見直し

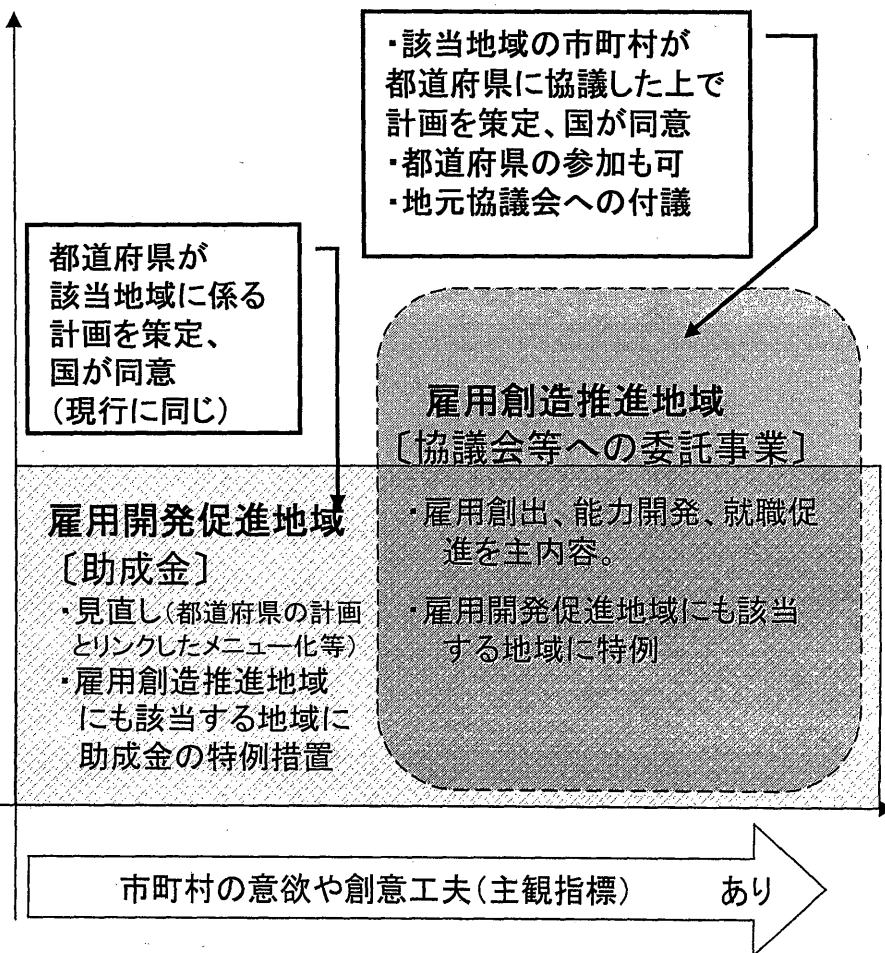
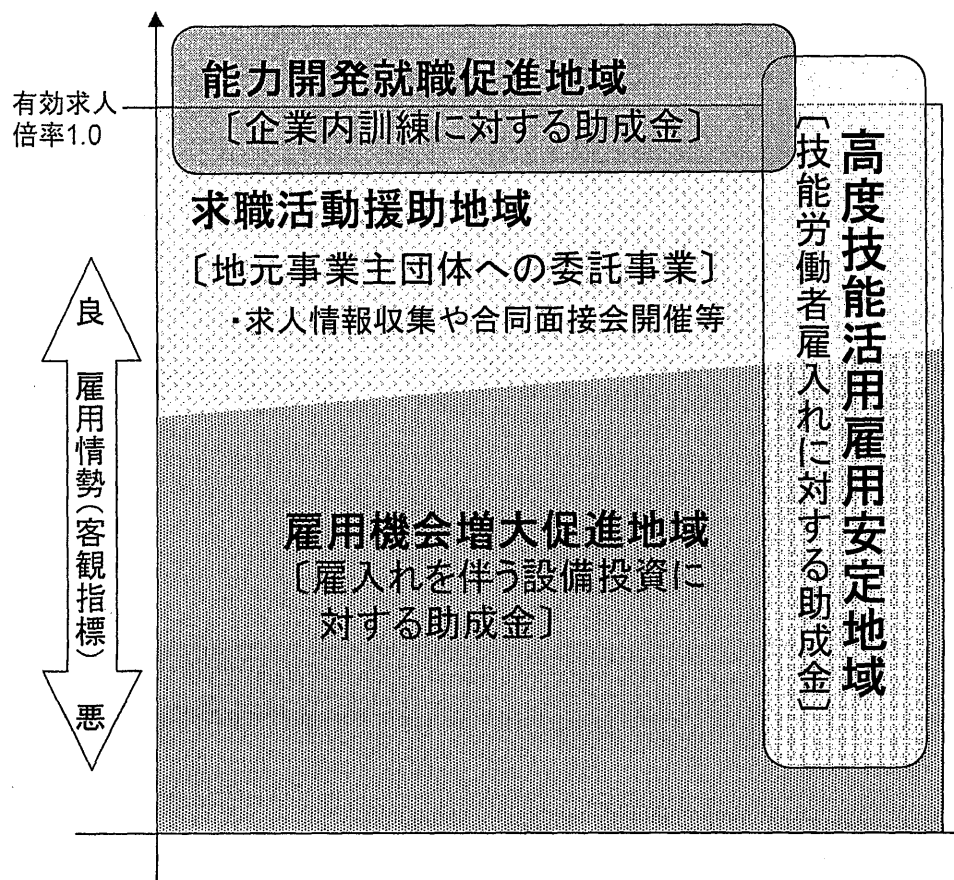
現行

○雇用情勢に応じて、都道府県が地域（4類型）を設定し、計画を策定する。
→助成金等

見直し後

○雇用情勢と地域の意欲・創意工夫に応じた2地域類型。

- ・雇用情勢が特に厳しい地域 → 助成金
- ・地域の意欲が高い地域 → 市町村等の創意を活かした委託事業



平成19年度 地域雇用対策関係予算（概算要求）

1. 助成金

- 地域雇用開発助成金（仮称）等 54.7億円
地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域（仮称）その他の雇用開発が必要な地域において、雇用開発を促進するための奨励金を支給し雇用構造の改善を図る。

- キャリア形成促進助成金（地域雇用開発能力開発助成金（仮称）） 93百万円
地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域（仮称）内に所在する事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。

2. 地域雇用創造推進事業（仮称） 16.8億円

地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、雇用創造推進地域（仮称）による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造に係る取組を促進するため、雇用創造推進地域（仮称）内の市町村、経済団体等から構成される協議会の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等を内容とする事業を、当該協議会に委託して実施する。

雇用保険3事業で実施する地域雇用対策に係る事業の見直し類型について
(地域雇用開発促進法関連)

	事業名	事業概要	見直し類型
雇用安定事業	地域雇用開発促進助成金 (地域雇用促進特別奨励金)	雇用機会が量的に不足している地域等に事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、事業所の設置・整備費用について雇い入れ規模に応じて助成。	施策としては原則継続。必要に応じ手法の改善を行う。
	地域雇用開発促進助成金 (地域高度人材確保奨励金)	高度な熟練技能者が多数就業している地域において、高度技能労働者を受け入れ、又は当該受入れに伴いその地域に居住する求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、その雇入れ等に係る費用について助成。	施策としては原則継続。予算額の適正化等が必要。
	地域産業施策連携推進事業	地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って、求職活動援助地域の求職者に対して、都道府県との共同プロジェクトにより特定産業に関する理解促進等を行う事業を実施する。	雇用安定等事業としては廃止することが適当。
	地域求職活動援助事業	地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って、求職活動援助地域の求職者に対して、人材受入情報の収集・提供、企業合同説明会、職業講習等を実施する。	雇用安定等事業としては廃止することが適当。
能力開発事業	キャリア形成促進助成金 (地域人材高度化能力開発助成金)	地域雇用開発促進法の規定に該当する一定の地域内に所在する事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。	施策としては原則継続。必要に応じ手法の改善を行う。

※ 平成18年8月4日 職業安定分科会雇用保険部会資料より抜粋